

令和4年2月定例会 消費者・環境対策特別委員会(付託)

令和4年3月1日(火)

[委員会の概要]

寺井委員長

ただいまから、消費者・環境対策特別委員会を開会いたします。(10時32分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出案件について(説明資料(その3))

【報告事項】

○促進区域の設定に関する徳島県環境配慮基準骨子(案)について(資料1)

○徳島県消費者基本計画の改定(案)について(資料2-1, 2-2)

谷本危機管理環境部長

2月定例会に追加提出いたしました消費者・環境対策関係の案件につきまして、消費者・環境対策特別委員会説明資料(その3)により、御説明を申し上げます。

まずはじめに、歳入歳出予算の総括及び危機管理環境部関係につきまして御説明を申し上げ、順次、各所管部から御説明を申し上げますので、よろしくお願いたします。

説明資料1ページを御覧ください。令和3年度一般会計予算の総括でございます。2月補正予算案の総額は、左から3列目、補正額欄の最下段に記載のとおり、6億3,135万5,000円の減額をお願いしており、補正後の予算額は、合計で、30億1,572万3,000円となっております。このうち、危機管理環境部の予算額は、同表の一番上の補正額欄に記載のとおり、4億2,103万円の減額をお願いしており、補正後の予算額は、6億3,914万7,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

2ページを御覧ください。部別主要事項についてでございます。グリーン社会推進課におきまして、資料の上段、環境衛生指導費の摘要欄①一般環境対策費については、国庫補助や自然エネルギー導入等に対する事業費の所要額の確定による減額をお願いしており、その他の経費と合わせまして、計欄の左から4列目に記載のとおり、合計2億246万1,000円の減額をお願いしております。

環境指導課におきまして、資料の中段、環境衛生指導費の摘要欄①廃棄物ゼロ社会づくり推進費については、事業費や貸付金の所要額の確定による減額をお願いしており、その他の経費と合わせまして、合計6,817万4,000円の減額をお願いしております。

環境管理課におきまして、資料の下段、公害対策費の摘要欄①一般公害対策費については、貸付金の所要額の確定による減額をお願いしており、その他の経費と合わせまして、合計9,193万8,000円の減額をお願いしております。

3ページを御覧ください。消費者政策課におきまして、資料の上段、消費者行政推進費の摘要欄①消費者行政推進費については、市町村に対する補助金の所要額の精査による減額をお願いしており、その他の経費と合わせまして、合計5,845万7,000円の減額をお願いしております。

危機管理環境部関係の提出案件の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、この際、2点御報告を申し上げます。資料1を御覧ください。促進区域の設定に関する徳島県環境配慮基準骨子(案)についてでございます。

改正地球温暖化対策推進法に基づく市町村の再生可能エネルギーの促進区域設定を促すため国から示される基準等を踏まえ、法令等に基づき、騒音、土地の安定性、生物の多様性、眺望景観などの環境に配慮した、本県の環境配慮基準を策定するものでございます。

改正地球温暖化対策推進法における環境配慮基準の位置付けは、市町村の促進区域設定のための除外エリア、考慮すべきエリア・項目を定めるものであり、環境配慮項目として、自然環境、地震防災、景観保全、農地の保全などを考えております。今後、本議会での御論議や環境審議会などによる素案をもとに、市町村や関係機関への意見照会を踏まえ、来年度6月定例会に案をお示しし、環境配慮基準を策定してまいりたいと考えております。

続きまして、資料2-1を御覧ください。徳島県消費者基本計画の改定(案)についてでございます。本計画につきましては、先の11月定例会におきまして、素案を御報告させていただいたところでございますが、その後、県民の皆様方からの御意見をお聴きするため、パブリックコメントを実施するとともに、徳島県消費生活審議会での御意見を踏まえ、改定案として、取りまとめたところでございます。

Ⅱ、基本理念にございましておおり、デジタル社会、SDGs達成、アフターコロナといった課題を見据えつつ、県民の皆様方の安全・安心な社会づくり推進のため、全世代への消費者教育、エシカル消費や消費者志向経営の実践など新次元の消費者行政・消費者教育を一体的かつ計画的に推進する新たな羅針盤として策定するものでございます。詳細につきましては、資料2-2を御参照ください。

報告は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

森口農林水産部長

続きまして、農林水産部関係の案件につきまして、御説明を申し上げます。

お手元の委員会説明資料(その3)の1ページを御覧ください。

農林水産部における令和3年度一般会計につきましては、総括表の補正額欄の上から2段目に記載のとおり、2億5,146万6,000円の減額をお願いするもので、補正後の予算額は、農林水産部合計で17億6,346万円となっております。

4ページを御覧ください。課別主要事項でございます。鳥獣対策・ふるさと創造課でございます。3段目の農業総務費では、国庫補助事業費の確定による補正など合計で、6,176万2,000円の減額をお願いしております。

畜産振興課でございます。畜産振興費では、事業費の確定により、894万9,000円の減額をお願いしております。

スマート林業課でございます。3段目の造林費では、国庫補助事業費の確定による補正など合計で1億7,318万3,000円の減額をお願いしております。

5ページを御覧ください。農林水産総合技術支援センター経営推進課でございます。2段目の植物防疫費では、国庫補助事業費の確定による補正など合計で107万2,000円の減額をお願いしております。

農山漁村振興課でございます。土地改良費では、事業費の確定により、650万円の減額をお願いしております。

提出予定案件の説明は以上でございます。なお、農林水産部関係の報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

佐藤県土整備部副部長

続きまして、県土整備部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

それでは、資料の1ページを御覧ください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。表の補正額欄、下から3段目に記載しておりますとおり、県土整備部におきましては、4,310万1,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、県土整備部合計で、5億8,367万6,000円となっております。また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄の括弧書きに記載のとおりでございます。

6ページを御覧ください。補正予算に係る県土整備部の主要事項説明でございます。

水・環境課でございます。公共下水道整備促進事業費の決定に伴う補正など、合計で4,310万1,000円の増額となっております。

8ページを御覧ください。このページから9ページまでは繰越明許費でございます。

このうち、8ページは、一般会計の追加分といたしまして、今回、新たに御承認をお願いする事業につきまして、翌年度繰越予定額を記載してございます。追加分の合計は、表の最下段、右から2列目の欄に記載のとおり、4,495万5,000円となっております。

9ページは、一般会計の変更分といたしまして、既に御承認を頂いている事業について、翌年度繰越予定額の変更を記載してございます。変更分を反映した補正後の合計は、9ページの最下段、右から2列目の欄に記載のとおり、5,364万7,000円となっております。この事業につきましては、計画に関する諸条件により、年度内の完了が見込めなくなり、やむを得ず翌年度に繰越しとなるものでございます。今後とも、できる限りの事業進捗に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

10ページを御覧ください。流域下水道事業会計でございます。ア、業務の予定量では、旧吉野川浄化センターの処理水量を実態に合わせ、補正後欄に記載の水量に変更をお願いするものでございます。

11ページを御覧ください。イ、収益的収入及び支出でございます。収入では、流域下水道管理運営負担金といたしまして、指定管理料等維持管理費に充てる市町負担金の補正など、合計5,925万4,000円の減額となっております。

12ページを御覧ください。支出では、処理水量の減による指定管理料の補正など、収入と同額の合計、5,925万4,000円の減額となっております。

13ページを御覧ください。ウ、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。職員給与費について、補正予定額欄に記載のとおり、267万5,000円を増額するものでございます。

最後に、エ、他会計からの補助金でございます。一般会計からの補助金について、補正

予定額欄に記載のとおり391万円を増額するものでございます。

以上で、県土整備部関係の案件の説明を終わらせていただきます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

榊教育長

引き続きまして、教育委員会関係の案件につきまして、御説明申し上げます。お手元の委員会説明資料(その3)の1ページを御覧ください。

一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。総括表の下から2段目にございますように、教育委員会関係では、196万円の減額をお願いするものでございまして、補正後の予算額は、2,944万円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

7ページを御覧ください。教育委員会の主要事項でございます。学校教育課でございますが、教育指導費の摘要欄①学校教育振興費におきまして、国庫補助事業費の確定に伴い、196万円の減額をお願いいたしております。

以上で、教育委員会関係の説明を終わらせていただきます。なお、教育委員会関係の報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

寺井委員長

以上で報告は終わりました。それでは、これより質疑に入ります。
質疑をどうぞ。

原委員

私からは、消費者基本計画について幾つか質問させていただきたいと思います。

先日の一般質問において新規計画に盛り込んだ、徳島ならではの施策を早急に進めるべきと質問したところ、飯泉知事からはスピード感を持って戦略的かつ積極的に展開するとの力強い御答弁を頂きました。様々な施策がありますが、その中でも若年者に向けた消費者教育についてお伺いしたいと思います。

G I G Aスクール構想の一人1台端末を活用して小・中・高・特別支援学校など、学齢期や学校種別に応じた個別・最適な消費者教育の深化を図るとの御答弁でしたが、具体的にG I G Aスクール構想で活用できる消費者教育の教材として、現在どのような教材が用意されているのか教えていただきたいと思います。

島田消費者政策課・消費者行政グローバル担当室長

G I G Aスクール構想で活用できる教材についての御質問でございます。

昨年度は、消費者庁新未来創造戦略本部との連携の下、高校生を対象とした消費者教育教材「社会への扉」とともに活用できる、若年者を中心に増加しているトラブルを取り上げました、パワーポイント形式のトラブル事例集を作成しております。現在は消費者庁のホームページにおいて、学校の現場で使いやすいよう自由にカスタマイズできる形式で公開をされております。

また、昨年度、障がいのある生徒に配慮した教材が必要であるとの現場の声を受けまし

て、特別支援学校向けのデジタル教材を、本県を実証フィールドに活用いたしまして、戦略本部が作成しております。こちらの教材も生徒の実態に応じてカスタマイズ可能な形式で現在、消費者庁ホームページにおいて公表をされております。

また、本県も独自にこの特別支援学校向けの教材に対応した動画教材を昨年度作成いたしまして、現在県のホームページにおいて公開をしております。

また、本県ではクイズや動画で持続可能な社会につながるエシカル消費や消費者志向経営などの取組からSDGsが学べるウェブサイト「OUR(阿波)エシカルタウンでSDGsを学ぼう!」を作成し、県ホームページにおいて公開をしております。この教材ですが、公益財団法人消費者教育支援センター主催の消費者教育教材資料表彰において、本県作成の中学校用教材、小学校用教材に続きまして、3年連続となる優秀賞を頂いております。これらのGIGAスクール構想で活用できます教材については、教育委員会と連携し学校に周知しており、現在活用していただいているところでございます。

原委員

これまで県として消費者庁とも連携し、GIGAスクール構想で活用できるデジタル教材の開発を積極的に進められたことを評価したいと思います。

御答弁では深化を図るとのことでしたが、GIGAスクール構想で活用できるデジタル教材の深化に、今後どのように取り組んでいくのかお伺いしたいと思います。

島田消費者政策課・消費者行政グローバル担当室長

デジタル教材の深化についての御質問ですが、今年度に入りましても戦略本部においてはGIGAスクール構想による一人1台端末の有効活用を図るために、電子商取引の仮想体験やローン払いのシミュレーションが可能なアプリなど、インターネットを効果的に活用した教材の作成を進めております。

徳島県としても、開発に向けた国の有識者会議に本県教員が委員として参画し、現場の意見を取り入れていただくとともに、城東高校と阿南光高校において、教材を活用した試行授業を実施するなど連携協力をしております。

今後、県教育委員会と連携し、開発されるデジタル教材により消費者教育の学習効果が高まるよう努めてまいりたいと考えております。

また、県作成のウェブサイト「OUR(阿波)エシカルタウンでSDGsを学ぼう!」についても、県内企業によるエシカル消費の取組を学べる新たな動画を追加するなど、学校現場の意見を聞いて更に充実してまいりたいと考えております。

今後とも教育委員会と連携し、これらのデジタル教材の情報提供に努め、学校における積極的な活用を促してまいりたいと考えております。

原委員

新たな消費者基本計画の施策の中、若年者に向け消費者教育について御説明いただきました。徳島県では、GIGAスクール構想において小学校から高校まで一人1台端末が整備されておりますので、消費者教育においても端末を活用したこれからのDX時代にふさわしい個別・最適な教育が重要になってくると考えておりますので、今後とも全国を先導

する消費者教育が展開されることを期待しています。

次に、2月15日に静岡県の水産加工業者が外国産ワカメを鳴門産と偽って販売していたとの報道がありました。今回の報道で、県外との取引のある県内事業者や生産者に対して、かなりの問合せがあったと伺っております。

今後、あらぬ風評やそれに伴う取引の減少といった被害が懸念されております。徳島県としては、ワカメの産地偽装の未然防止に向けて適正な食品表示の確保のため、どのような取組を行っているのかお伺いしたいと思っております。

熊尾消費者政策課長

ただいま、原委員から、ワカメの産地偽装未然防止に向けた取組について御質問を頂いたところでございます。

本県では、平成26年度に鳴門わかめ認証制度を創設したところでございます。この制度は、農林水産部、商工労働観光部、危機管理環境部の3部連携の下、加工履歴を適切に管理している県内のワカメ製造加工業者の商品に認証マークを表示するというものでございます。

これによりまして、徳島県産鳴門わかめ商品であることを証明いたしますとともに、認定後も毎年立入検査を行い、制度が適正に運用され、適切な食品表示が確保されるよう効果的な監視に努めているところでございます。

加えまして、県職員からなる食品表示Gメンによりまして立入検査や産地判別分析を実施いたしまして、産地偽装の抑止力としているところでございます。

原委員

今回の静岡県での事件は、県外で製造され流通しているワカメが偽装されたものですが、まずは県内で製造され、その後県外へ流通している商品については、どのような監視が行われているのかお伺いしたいと思っております。

熊尾消費者政策課長

ただいま、県内で製造されたワカメの監視についての御質問を頂きました。

食品表示Gメンが行う、県内で製造された鳴門わかめに対する買上げによる産地判別分析について、かつては県内の販売店等から買上げを行っていたところでございますけれども、平成28年度から食品表示Gメンを東京本部、関西本部及び名古屋事務所にも配置をいたしまして、県外で販売されている徳島県産品の買上げを実施することにより監視体制を強化しているところでございます。

原委員

県外事務所を活用して県内で製造された製品の県外流通品をチェックしているとのことですが、具体的な分析結果については、どのような取組を行っているのかお伺いしたいと思っております。

熊尾消費者政策課長

これは令和元年度から令和3年度までの3年間で申し上げますと、年度ごとに40点を買上げまして検査を行ったところでございます。これについては全て適正であることを確認しております。

原委員

今回の事件は、県外事業者が製造し県外で産地偽装され販売されたものですが、このような場合、取締りはできるのでしょうか、できないのでしょうか。教えてください。

熊尾消費者政策課長

食品表示法に基づく立入検査の権限につきましては、都道府県域事業者の場合は都道府県に、また政令指定都市内の事業者の場合は政令指定都市に、さらに、広域事業者の場合は国にそれぞれ権限が与えられておりまして、今回のような他県の事業者の案件について本県は立入検査を行うことができないということになっております。

今回の事案では、立入権限のある静岡市が立入りを行ったと報道により承知をしているところでございます。

原委員

県外事業者が製造し県外流通している今回の事件のような案件に対して、県として何らかの取組、できる手立てはありませんか。お伺いします。

熊尾消費者政策課長

ただいま、県外事業者に対して何らかの手立てということで、御質問を頂いたところでございます。

今回のような事案につきましては、本県は直接的な指導権限は持っていないところでございますけれども、県としましても可能な限り、関係自治体と情報共有を図ってまいりたいと考えているところでございます。

一般論にはなるのですけれども、県外製品についての疑義に関する情報、これを得た場合につきましては、本県としましては管轄する都道府県や国などに速やかに情報提供することとしております。

また、食品表示を監視強化いたします中国四国農政局徳島県拠点、あるいは全国的なモニタリング調査を行っております独立行政法人農林水産消費安全技術センターと定期的に連絡調整のための会議を開催しておりまして、引き続き連携を強化して効果的な監視活動を進めてまいりたいと考えております。

本県といたしましては、今後とも食品表示に対する消費者の信頼、これを揺るがすことがないように、引き続き産地偽装の抑止力としての適切な監視の実施にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

原委員

この度の静岡県の産地偽装問題で、真面目に取り組んでいる県内の漁業関係者への風評被害が発生しないよう、引き続き県を挙げて県内事業者へ鳴門わかめ認証制度の適切な運

用に取り組むとともに、関係機関としっかり連携強化して不正防止を図り、徳島県が誇るブランドである鳴門わかめの発展・振興につなげていただけるようよろしくお願いいたします。

次に、私の地元の話ですが、鳴門市には雄大な鳴門の渦潮を望み、大塚国際美術館や鳴門スカイラインを近隣に配する本県が誇る観光地、鳴門公園がございます。

その鳴門公園には、昨年12月1日より燃料電池バスが路線運行で乗り入れるようになり、これを契機に水素エネルギーや自然エネルギーを積極的に取り入れ、「水素立県とくしま」を全国に情報発信し、豊かな自然とクリーンエネルギーが調和した鳴門公園を全国に、世界にもアピールしてはどうかと考えます。何かお考えがあるのなら教えていただきたいと思っております。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、水素エネルギーについて御質問を頂きました。

本県では、今年度新たにグリーン社会推進本部を立ち上げ、全庁一丸となって水素エネルギーの実装拡大をはじめ、グリーントランスフォーメーションの推進に積極的に取り組んでまいりました。

その結果、昨年11月、全国初の地産水素による製造供給一体型水素ステーションや、翌12月には中四国初となる燃料電池バスの鳴門線での本格運行がスタートするなど、県民の皆様へ水素エネルギーを身近に感じていただける段階を迎えております。

こうした本県の取組を全国に発信していくことは、大変重要であると考えております。そこで、全国をリードする「水素立県とくしま」を広く国内外に発信し、全国のGXをけん引する取組として、徳島の玄関口である徳島阿波おどり空港や徳島駅前において国内外へ情報発信を行うとともに、新たな水素ビジネスの展開に資する水素ビジネスセミナーを開催してまいります。

また、去る1月28日に水素グリッド推進協議会に設置しました、産学官金の連携による大型燃料電池車両等水素モビリティ促進部会、これを今月下旬にも開催いたしまして、燃料電池バスの県内主要路線への拡大、高速バス導入に向けた検討、燃料電池トラックの実証運行などの調査研究に着手してまいります。

さらに、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえての実施となりますが、燃料電池バスと鳴門公園で、ふだんは立ち入ることのできない管理用トンネルや大鳴門橋管理道を活用いたしましたクリーンエネルギーやすばらしい眺望を体感できるイベントを開催したいと考えております。

今後とも水素エネルギーの社会実装を着実に進めるとともに、「水素立県とくしま」を国内外に発信し、グリーン社会の実現を推進してまいります。

原委員

新型コロナの感染が落ち着いてからの開催となるようですが、クリーンエネルギーやすばらしい眺望を体感できるイベントを開催するとの御答弁がございました。このイベントを皮切りに、今後、鳴門公園の自然水素エネルギーの導入に積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

また誘客対策として、Wi-Fi環境は是非とも必要であると考えております。鳴門公園魅力向上の一環としてWi-Fi環境整備に是非とも取り組んでいただくことを要望して、私からの質問を終えたいと思います。

福山委員

私からは海岸漂着物対策について伺いたいと思います。

徳島県の海岸は良好な景観を有しており、多種多様な生物が相互に関係しながら生息・生育する貴重な場となっています。

しかしながら、現状では本県をはじめ国内の多数の海岸に様々な漂着物が押し寄せ、海岸環境の悪化、美しい浜辺の喪失、海岸機能の低下、漁業への影響等が生じています。

近年では特に海洋プラスチックごみやマイクロプラスチックによる深刻な海洋汚染が世界的な課題となっていますが、海洋ごみ抑制対策について来年度の取組を説明してください。

原環境指導課長

ただいま、福山委員から、海岸漂着物対策について御質問を頂きました。

近年、廃棄物の3Rや適正処理を巡る情勢は大きく変化しておりまして、地球温暖化や海洋プラスチックごみなど、SDGs達成に向けた地球環境問題への対策が急務となっております。

こうした中、市町村においては家庭ごみなどの一般廃棄物、また産業廃棄物については、県において廃棄物の減量化に向け3Rや適正処理の推進について取り組んでいるところがございますが、資源の循環をより一層推進していくためには、県民の皆様にごみの分別の徹底をはじめとする適正なごみの排出などに御理解を頂き、正しい知識の下、日頃からできることを実践していただくことが大変重要であると認識しております。

特に委員お話しのとおり、海洋ごみ抑制対策は喫緊の課題でございまして、ポイ捨てやごみ集積場所の管理が不十分で排出されたごみなどが内陸地域から河川を通じて海岸に漂着しているケースが多いことから、3Rの推進や適正処理の取組について県民の皆様への啓発を推進していくことが有効であると考えております。

そこで、今議会に令和4年度当初予算案としまして、海洋ごみ発生抑制に係るプロモーション事業を提出させていただき、御審議いただいているところでございます。

この事業では、県民の皆様方に海洋ごみの発生抑制について何ができるか、自ら考え行動に移すことへと意識を高めていただくため、プラスチックを含む海洋ごみの現状発信としまして、ドローンなどで撮影した県内の海岸線における漂着ごみの状況や、海洋ごみ発生源の分析を行う海岸漂着物組成調査結果を県ホームページ等で配信するとともに、発生抑制への行動を促す小中学生向け動画の制作や、発生抑制の取組を促進するパンフレットを作成しまして、環境学習を推進してまいりたいと考えております。

今後とも、持続可能な循環型社会の実現を目指すため、市町村・県民の皆様方と一体となってしっかりと取り組んでまいります。

福山委員

県民の皆様に海洋ごみの現状を発信するとともに、環境学習の一環として小中学生向けの動画やパンフレットで啓発を行い、海洋ごみの発生抑制に取り組むという説明を頂きました。

県民にとって掛け替えのない財産である美しい海岸を良好に保全し、将来の世代に継承するため、海岸漂着物等の回収処理や発生抑制等に、引き続きしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

黒崎委員

今、福山委員から海洋ごみの話が出ました。数年前から、私の住む鳴門公園周辺の海岸にペットボトルがたくさん流れ着きまして、これはどうしたものかということで地域の方々と、原委員も参加なさったりもするのですけれども、ペットボトルのごみを地域の方が一生懸命集めています。

そんな中で、プラスチックを燃料として使ったり、あるいはごみとしての焼却というのがいつまでできるものか。2030年に温室効果ガス排出量を50パーセントに抑えたと、2050年にはオフセットでもゼロにするのだという流れの中で、プラスチックごみをこれからどうしていくのかということで、県においてはどのように対処なさるのでしょうか。お聞かせいただければと思います。

原環境指導課長

ただいま、黒崎委員から、プラスチックごみに関する御質問を頂きました。

その中で、プラスチックごみをエネルギー源としていつまで燃やせるのかという御質問でございますが、それについては、国で特に示したものはございません。

しかしながら、プラスチックの資源循環に取り組むため、環境省におきましては令和元年5月にプラスチック資源循環戦略を策定しまして、3Rリニューアブルを基本原則としましたマイルストーンとなる中間目標を設定しております。

このマイルストーンとは、まずリデュースしまして、2030年までに、スプーンとか、そういったワンウェイプラスチックを累積25パーセント排出抑制、それからリユース・リサイクル対策としまして2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインにするとか、あと2035年までに全ての使用済みプラスチックを100パーセントリユース・リサイクル等により有効利用するといった内容でございます。

また、プラスチック対策を法的に位置付けまして循環利用を促すプラスチック資源循環促進法が昨年の6月に成立・公布されておりました、本年4月1日から施行されるところでございます。

この法律は、プラスチックのライフサイクル全般での3Rや、再生素材・再生可能資源への切替えを進め、循環経済、サーキュラーエコノミーへの移行を加速させることを目的としております。

具体的には、プラスチックの資源循環の促進を総合的かつ計画的に推進するため、ライフサイクル段階ごとに個別の取組が行われることとなっております。

市町村におきましては、プラスチックの分別収集・再商品化を促進するために、今まで不燃ごみとして処理していたプラスチックを一括回収して、プラスチックリサイクル業者

とか再商品化実施者に再商品化を委託するなど、必要な措置を講じるという努力義務が課されておりま

す。そういったことで、今後県といたしましては、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集、それから分別収集物の再商品化に積極的に取り組む市町村に対しまして、必要な技術的援助、廃棄物処理法上で定められました技術的援助に努めてまいりたい、そのように考えております。

黒崎委員

環境省は資源循環戦略を策定しているということで、法律が出来上がったのだけれども市町村については努力義務ということですね。

努力義務が義務にならないといけないのだろうと思うのですが、今、国もそういう動きでございますので、そんなに急激にプラスチックごみをゼロにしようという動きもないし、2030年までには8年ある。2050年までにはまだ数十年あるというようなスタンスの中で環境政策は動いているわけでありま

す。しかしながら、このあたりはしっかりと市町村と御相談いただいて、あるいは御指導いただいて、解決の道を探っていただきたい。国がこう定めている中で、かつ最大限努力ができるようにしっかりとやっていただきたいと思っておりますので、そのことを要望しておきますので、よろしくお願

いします。それと、このごみの問題であったり、脱CO₂の話であったりというのは、今0歳の子でも2050年までには立派な大人になってい

ますし、10歳の子ならもう40歳代に、世の中の仕事のだ真ん中に位置付けられるわけでございます。そういった子供たちをどう育てていくのか、環境をどう教育していくのか、脱CO₂、SDGsをどう勉強していただくのか、そんなことがとても大事だと思うのですけれども、教育委員会ではどのように考えて、どう対処しようとされてい

木屋村学校教育課長

ますか。ただいま、黒崎委員から、人材育成の観点からの環境教育について御質問を頂いたところでござ

います。昨年の発表の例でございますが、正に鳴門市の中学生が、自分たちの住んでいる目の前の海にプラスチックごみが漂着していることに驚きまして、環境問題とプラスチックをテーマに、子供たちが自ら調査し、どうい

う解決方法があるのかを発表しているような状況がござ

います。徳島県教育委員会としましては、とにかく人材育成を急ぎ進めていく必要があると考えておりまして、現在は節電、ごみの分別、リサイクルを中心に、学校や家庭で取り組んでいるところ

黒崎委員

全ての学校で令和4年から7年の間に小学校、中学校、高校、特別支援学校で認定を目指すということですが、例えばこの中からモデル校を認定して更に進めていく、深掘りをしていくということも必要ではないのかなと思うのですが、そのあたりの見解をお願いいたします。

木屋村学校教育課長

正におっしゃるとおりでございます。全ての学校で一定のものを取り組んでいく必要もあると同時に、県内には海沿いの地域でありますとか、山間地でありますとか、それぞれ地域の特色もございますので、まずは小・中・高・特別支援学校でモデル校を作りまして、それらの学校では、大学とかNPO法人と連携したSDGsの学習など先進的な取組を行い、他の学校をリードするような環境学習モデルを構築し、他校へ横展開を図る形で進めてまいりたいと考えております。

黒崎委員

すると、一人1台端末というのを今年から導入しまして、教育を進めていただいている最中で、これを活用して環境教育もしっかりと前に進めていく、あるいは深めていくということもできると思うのですが、このあたりはどのようにお考えなのでしょうか。

木屋村学校教育課長

正に、今年度全ての児童生徒に一人1台端末が配備されたというそのアドバンテージを生かしまして、子供たちがエコ活動を行ったときに自分たちのタブレットに活動内容を入力すると、その活動が見える化するような、トクエコポイントシステムというのを構築しまして、将来的にはそのトクエコポイントシステムが高まれば校内で表彰してあげるとか、そういう仕組みを構築していければと考えているところでございます。

黒崎委員

トクエコポイント、最近ポイントというのがはやっていますけれど、こういったことを活用して、今教育を受けている小学校から高校、あるいは特別支援学校の生徒の皆さんが、自分たちの周りの環境を考え直す、そんな機会をしっかりと与えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それとあともう1点、環境関係のことでございますが、促進区域の設定に関する徳島県環境配慮基準骨子というのが今日、出ました。

これについていろいろ説明を願いたいと思うのですが、これは各市町村がどんな再生可能エネルギーを導入・確保していくのかということだと理解しているのですが、これについて徳島県の環境配慮基準というのを少し詳しく説明をしていただければと思うのですが、

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、黒崎委員から、市町村がどんな再生可能エネルギーを導入していくのかという御質問を頂きました。

徳島県では、太陽光、それから風力、バイオマス、それと水力、そういった自然エネルギーがございます。各市町村は、地域特性に応じてポテンシャルが高いエネルギーを導入していくようになると思います。私の市ではこういうエネルギーを導入していこうというような、市町村の意向を反映した事業誘致ができるようになっております。それが促進区域ということになりまして、この県の環境配慮基準といいますのは、その市町村が促進区域を設定するに当たって、設定したら駄目だという区域、それから設定してもいいけれどもいろいろなことに配慮してくださいという事項を示すものとなります。

黒崎委員

これは、国が出されている方針と徳島県のカーボンニュートラル、脱炭素ロードマップ、こういったものに基づいて前に進めていかれるということですが、この中に入っております促進区域除外エリア、あるいは考慮すべきエリアというのもございますが、これについて教えていただければと思います。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、促進区域除外エリアと考慮すべきエリア事項について御質問を頂きました。

委員会資料にございます国の基準の促進区域除外エリアですが、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域をはじめ、法令に基づき範囲が明確に指定されている区域であって、再エネ施設の立地を原則認めない区域となっております。ですので、市町村はこのエリアを促進区域とすることができません。

次に、県環境配慮基準の促進区域除外エリアですが、これは徳島県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域など、促進区域とすることが適当でないと県が判断する区域でございます。ここも市町村は促進区域とすることはできません。

次に、考慮すべきエリア・事項でございますが、例えば砂防法に基づく砂防指定地など、法令等に基づき区域指定がされており、その区域指定の目的への配慮が必要な区域、また騒音等による生活環境への支障など、環境の保全のため適正な配慮が必要な事項である環境配慮事項を示しております。市町村は、促進区域設定に当たり、これらの区域や事項を確認する必要があります。

黒崎委員

いずれにしてもこれ、市町村がこのエリアで再生可能エネルギーを最大限作っていきたい、確保していききたいということを考えても、こういった県からのエリアの締め付けと言ったらおかしいですけど、エリアの限定、縛りがあるということですね。その中で探していかなければならないということですよ。

これは大変難しいことだと思うのですが、これを達成するために各市町村とかなり突っ込んだ意見交換等が必要になってこようかと思うのですが、そのあたりはどのようにお考えになっておりますでしょうか。

杉山グリーン社会推進課長

黒崎委員のおっしゃるとおりで、今、委員会で報告しておりますのは県の環境配慮基準に設定したら駄目な所、さらに、そこから積極的に設定していく区域を定めるに当たりましては、県でも積極的な支援をと考えております。

具体的には、県職員あるいは専門的な知識を有する人を、市町村の方と一緒に現地も調査しながら、ここであればこんなエネルギーがこれぐらい導入できるというようなことも、正に一体となって検証しながら、個別の市町村ごとに支援をしてまいりたいと考えております。

黒崎委員

環境の基準とか、あるいは景観であったりというのは地元の方と十分相談してやっていかなければ、なかなか前に進みにくいことになってしまいますので、そのあたりのことは地元の方としっかりと。ただ地元としてもこれをやることによって将来的に大きく役に立つ、あるいは地域の産業に結び付くかも分からないというような判断をした場合に、それは積極的に前に進めていくということになるのでしょうか、今現在、徳島県から御覧になって、どうなのでしょう。そういった動きが出始めてきているのでしょうか。それとも関心があるというところでとどまっているのでしょうか。そのあたりをお教えいただければと思います。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、市町村の意欲について御質問を頂きました。

今、県内3市町でゼロカーボンシティ宣言というのをさせていただいています。これは、首長さんが積極的に脱炭素に取り組んでいこうというところでございます。

こういった市町をはじめ、県に具体的に、例えば脱炭素先行地域の公募に向けた相談ですとか、あるいは促進区域設定と言っているけれどどんなものなのだろうかとか、うちだったらどこら辺が向いているかなとか、そういうような相談も具体的に受けているところでございます。

これについては、私たちの持てる知識といいますか、ノウハウは十分お伝えして、ここはどうですかというような、具体的なアドバイスもさせていただいているところでございます。

黒崎委員

県の環境配慮基準の骨子というのは出来上がったので、これは各市町村に及ぶものであると思うのですが、民間企業からも問合せがあった場合に、こういった環境配慮基準骨子等を積極的に県から説明に行ったり、あるいは説明会を開くというふうなこともお考えになっていますでしょうか。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、骨子の段階でございますので、一般の企業の方というより専門知識を有する外部の有識者の方、あるいは市町村の方に意見照会をしながら、まず素案、次に案に持っ

ていこうと、もちろん県議会での御論議も頂きながらということになりますが、県の基準ができましたら、それはもう一般に公開するものと考えております。

黒崎委員

いずれにしても、これは大変難しい問題に取り掛かっていますので、是非とも各市町村としっかりと議論を重ねていただきまして、いい結果が出るように努力をしていただきたいということを要望しておきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、余談になりますけれども、この間、私は老人会に呼ばれまして、60人ぐらいお年寄りが来られていたのですが、その会話を横で聞いておりました。そうしましたら、コロナの影響も大分出てきているのだなと、そんな感じがしました。

例えば高齢者のインターネット上のトラブル、どんなことかという、外に出られないので、携帯電話を使ってインターネット契約をしたら、トラブルに巻き込まれた。あるいはお孫さんがオンラインゲームでかなり大きな課金をして、トラブルになっているというようなことが、60人中数名おいでになりまして、お話も聞かせていただきました。たまたま市役所の方がおいでになりましたので、その方が解決方法等の相談にも乗られておりましたので、一安心というところでございます。

これは、消費者政策課としてどのようにお考えになって、どのように対処をされておりますでしょうか。

熊尾消費者政策課長

ただいま、黒崎委員から、消費生活相談に関する質問を頂いたところでございます。

令和2年度でございますけれども、県の消費者情報センターに寄せられました相談件数を見てみますと、オンラインゲームに関する高額な料金の請求あるいはインターネットに関するトラブルなど、デジタルコンテンツに関連する相談が合計で266件ということで最も多く、全体の約1割を占める状況でございました。

また、これを年代別で見た場合でありまして、20歳未満ではこのデジタルコンテンツに関する相談が全体の第一位を占めると。また60歳代、70歳代においても第二位であったということで、多くの年代でデジタルコンテンツに関する相談が上位を占めているという状況です。

こうしたことを踏まえまして、新たな消費者基本計画の案におきましては、計画の体系としまして縦軸の四つの柱、この一つにデジタル社会を見据えた消費者被害の防止を掲げて、また各施策にまたがる共通的留意事項である横断的事項の一つに、デジタル時代に即した全世代の消費者教育を設定したところでございます。

若年者に対する消費者教育については、未成年者からの相談は先ほど申しましたようにデジタルコンテンツに関する内容が多いということ。さらに、本年4月1日に成年年齢の引下げが行われるということで、今後デジタルサービスに関する消費者被害の増加が危惧されるところでございます。

こうしたことから、例えばGIGAスクール構想等を活用した消費者教育、あるいはデジタル教材の積極的な活用、大学等と連携した消費者教育を学べる機会の提供など、発達段階に応じた消費者教育を推進するというようにしているところでございます。

具体的には、先ほど委員のおっしゃいましたゲーム課金につきましては、消費者被害未然防止のための啓発動画を作成しております。小・中・高等学校また特別支援学校において活用いただいているところがございます。また、毎月1回高等学校に向けて配信している若者向け消費者トラブル情報におきましても、今後更に注意喚起を行うとともに、バックナンバーを若者向け特設サイトに掲載をして更に周知を図ってまいりたいと考えております。

また、委員がおっしゃいましたデジタル機器に不慣れな高齢者に向けましては、通信事業者でありますとかICTの専門家と連携しまして、使い方やトラブル回避のための知識を学ぶ機会を提供したいと考えています。具体的に申し上げますと、デジタルを活用することの利点を感じていただくとともに、デジタル機器に関するトラブル回避の知識を得ていただくために、今年度はドラマ仕立ての動画とスライド教材を組み合わせました高齢者向けデジタル教材を作成したところがございます。

来年度につきましては、この教材に併せて活用できるテキスト教材を更に作成するとともに、ケーブルテレビで動画の放映を行いまして、広く浸透を図ってまいりたいと考えています。

新たな消費者基本計画を羅針盤といたしまして、これまでの対策を更に進化させるとともに、消費者生活相談や被害防止のための情報発信におきまして、積極的にデジタル技術も活用しながら、消費者のニーズに沿った対策を展開してまいりたいと考えております。

黒崎委員

是非ともよろしく願いいたします。特に子供の課金というのが、私も聞いてびっくりしたのですけれど、1万円、2万円の話かと思いましたが何十万円という被害が出ているということでもあります。このコロナ禍に関わらず、こういったことについて、消費者を守るという立場で、しっかりと支援をしていただきたいと思います。

ちなみに、警察の部局からお話も伺ったのですけれど、例えば令和元年には、借金や闇金の相談というのは253件だったのですよ。ところがコロナが始まって令和2年になりましたら、それが一気に80件ほど増えまして336件。令和3年には328件というように、金融あるいは闇金に対しての相談が増えてきたということがございます。これが即そういうことには結び付かないのですけれど、仕事が無くなって収入に困っているという方がかなり増えてきたのかなという感じがします。そんな世の中でございますので、消費者をしっかりと見守っていただきたいと思いますということを要望しておきますので、よろしく願いいたします。

それと、これで最後になります。地球温暖化ということが始まって、鳴門市のことを考えても、旧吉野川沿いに外来植物がかなり増えました。私が2013年に初めて質問をしたときには、県もしっかりと対応していただきまして、その除去もできたのですが、それから数年間に驚くべき増殖がありまして、これは何とかしなければというところに来ていると思います。

まず、旧吉野川という文言は先ほど言いましたので、河川という立場で、県土整備部はどのように状況判断をなさって対策を練られているのか、お伺いをしたいと思います。

坂本河川整備課長

ただいま、黒崎委員より、ナガエツルノゲイトウをはじめとした外来植物の状況について御質問を頂いております。

主に鳴門市内の旧吉野川沿いや今切川沿いで、平成17年頃からナガエツルノゲイトウやオオフサモといった特定外来生物が確認されております。このナガエツルノゲイトウにつきましては、南米原産の多年生の水草ということで、用水路また河川などの水辺の湿った環境におきまして生育繁茂し、生態系や農林水産業への被害を及ぼすおそれがあります。

こうしたことを踏まえまして、河川についてはこの防除、また鳴門市の農産ブランドの維持、また出水時の排水路の機能を保持するために、鳴門市の環境政策課を事務局といたしまして、鳴門市また地元関係団体、学識経験者、国及び県などの関係機関によります地域ぐるみの防除対策を積極的、継続的に推進することを目的に、鳴門市ナガエツルノゲイトウ防除対策協議会を令和2年に設置しております。

この協議会の設置に基づきまして、課題の情報共有でありますとか現状の把握、防除の実施、また調査研究、普及啓発など様々な角度から取り組んでいる状況でございます。

黒崎委員

やはり増えてきたという認識をお持ちになっているということですね。

協議会をお作りになったということですが、この協議会で、実質対応するのは鳴門市ですか。県が対応するのか、どういうことになっていますか。

坂本河川整備課長

協議会と県の関係について御質問を頂いております。

この協議会につきましては、定期的開催いたしまして情報共有等、今後の方針について取組を議論することとなっております。

委員が御指摘の県管理河川につきましては、県が自ら防除できるように、ナガエツルノゲイトウなど特定外来生物の防除に関する県の防除実施計画書に基づき、環境省から特定外来生物の防除計画の確認を受けた上で防除に努めてきております。

これまでに大谷川や新池川などにおきまして、定期的な河川巡視を行うとともに、ナガエツルノゲイトウを発見した場合は速やかに除去するというような取組を行ってきております。

黒崎委員

県の管理河川についてはそんな形でやられているということで、今後ともよろしく願います。引き続き、用排水路における現状と対策ということで、これは農林水産部に関係があると思うのですが、この用排水路における外来種の現状と対策をお尋ねしたいと思います。

柿原農山漁村振興課長

ただいま、ナガエツルノゲイトウの関係で、地域の用排水路についての御質問がございました。

我々としましても、ナガエツルノゲイトウの地域での繁殖ということで、特に鳴門市の大津町、大麻町、それと撫養町の水路で多く発生しているを確認しているところです。

特に昨年度、鳴門市が行った調査におきましては、大津町で多く発生しているという報告も承っているところでございます。

こうした用排水路で主に使われているような所で繁茂した場合には、その用排水路の通水の被害というのが発生するおそれがございますので、こういった所については水路を所有管理する鳴門市や農業者、地域の住民の皆様方によって駆除が行われているところがございます。

黒崎委員

徳島大学の小川先生、県のOBだと思うのですが、この方がお調べになった地図が私の手元にあるのですが、それを見ましたら、旧吉野川沿いが圧倒的に多いのです。鳴門市、板野郡が圧倒的に多い。これは、レンコン畑ですとか、田んぼや畑に一回入ったら、芽が少し残っただけでそこからまた出てくるといふ、除去するにも大変難しいというように聞いています。

このあたりのことを各市町村としっかり連携をとってやっていただかないといけないのですが、駆除するという点に関しては、例えば用排水路に存在している場合は、地元の住民の力を借りて駆除していると思うのですよ、そうですね。

柿原農山漁村振興課長

黒崎委員のおっしゃるとおり、地域の用排水路については、そういう形で駆除しております。

黒崎委員

地域の住民の皆さん方が、きちんと地域もお持ちになっていると思いますが、何センチメートルかが残っただけで、また元どおりの何メートルというような大きさになっていくということですので、そのあたりはしっかりと指導もしていかないといけないのだろうと思うのです。

ですから用排水路にできた、コロニーというのか、そういったものを見つけて地元の方に取っていただく、それは恐らく鳴門市あるいは行政が持って帰って焼却するというのをやられていると思うのです。

そのあたりの流れをしっかりと踏まえて、地元の方に説明会を開いたり、あるいは生産団体にその手法をお願いしたり、そんなことはできているのでしょうか。

柿原農山漁村振興課長

地元への普及というところですけども、まず私どもは、そういった活動に対して支援をさせていただいているところでございます、これは農業が持ついわゆる多面的機能を発揮するための維持、活動をするためにお支払いする、多面的機能支払制度というのをやっています。

これは農業者だけではなく、地域住民の方を巻き込んで活動していただくということに

なっていますので、そういった活動をしていただくことによりまして、非農家の方でありますとか、地域住民の方への知識が広がっていくものと考えているところでございます。

それと、私どもでは、田んぼの学校ということで、今年は大津西小学校に参ったのですが、環境教育の一環で農業用水の機能とか役割を勉強していただく場を設けております。そういった学習の中に、外来生物の駆除、特に大津町ではナガエツルノゲイトウの関係の外来生物が侵入しているというようなところも、小学校の生徒さんたちにそういった事実とか、駆除をしていかないといけないものだというような環境学習的なものも加えてやっておりまして、そういった形で多くの方に知っていただいて、外来生物の駆除に対する知識というのを広げてまいりたいと考えているところでございます。

黒崎委員

いずれにしましても、河川を管理する県土整備部と用排水路を管理されている農林水産部とが力を合わせて、地元住民の協力も得て、しっかりと駆除していただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

吉田委員

今日の資料についての質問を一つお願いします。

流域下水道事業会計のことで御報告がありました。業務の予定量が1日の平均処理水量が減ったということでの補正ということですが、この数字を見たところ、補正前が6,616立方メートルで補正後は5,463立方メートルとなっています。約2割の減ということで少し多いかなと思ったのですが、この2割の減の理由と、それが今後への影響があるのかないのかということ併せてお願いいたします。

福山水・環境課長

ただいま、吉田委員から、旧吉野川流域下水道事業の計画量の水量について御質問を頂きました。

この計画水量につきましては、現在、県事業におきまして幹線管路、それから終末処理場を整備し、市町村事業におきまして面整備を実施しているところでございます。この面整備の事業につきましては、年間約7億円で整備を拡大しておりまして、それに伴いこの計画水量を算定しておりますが、その整備の進捗状況、それと接続率、そうしたところに誤差が生じておりまして、今回の補正といったところになります。

それとこの収益的収支につきましては、事業運営に伴います経費のところにありますので、収益的収入というのが、この汚水処理費ということで、市町に負担いただいております。それを処理するために指定管理事業者に委託いたしまして、この処理を行っているところになりますので、この精査、収入と支出を合計しますとゼロになりますので、特段持ち出しがないような状況になってきます。

今後、この整備を推進することにより水量を増やし、そして県の収益を上げていくといった取組が必要となりますので、今後とも収益増を図られるように取り組んでまいります。

吉田委員

市町の面整備の進捗状況と接続率が、計画どおりというか思わくで2割ほど減ったという御説明だったと思うのですけれども、この面整備については、前の委員会でも議員の間でいろいろな意見が出ました。今後、どんどん整備していくほうが県のためにいいのか、それともなるべく整備する面積を減らして合併浄化槽などに移行するほうがいいのかというのは、ここではまだ意見を申しませんけれども、そういう意見が分かれているところではあります。面整備が遅れているということはどうかと思いました。

指定管理料の減額と他会計からの補助金雑収入で補って収支はゼロということで、会計はそれでいいと思うのですが、今後も注視していきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

続きまして、河川の環境に関する取組についてお伺ひいたします。

近年、皆さん御存じのように、地球温暖化によって海面温度が上昇しています。日本は海に囲まれているので水蒸気の量が夏も冬も多くなっている関係で、夏は尋常でない大雨の被害があつて、7月には線状降水帯が県内でも初めて発生しました。また、この冬は水蒸気量が多いということで、テレビで見ていると、こんな大雪は初めてだと雪国の人でも言うぐらいの大きな雪になっていると思います。

そんな中で、想定していないような災害というのもいつ起こるか分からないということで、県におきましては5か年計画などで、効果も高くて予算も比較的安く済むということで、構造物を造るよりも河川の浚渫^{しゅんせつ}や樹木伐採を進めてくださることはすごく感謝しておりますし、大事なことだと思っています。

その一方で、河川の環境とか生物多様性の視点というのも大事なことだと思っておりますので質問させていただきます。

1997年に改正されました河川法にも治水、利水に加えて河川管理の目的として環境というものが明文化されて、市民の理解を得ることの重要性も明記されています。

それでお尋ねいたしますけれども、現在の河川掘削とか樹木伐採の進め方などの現状についてお伺ひいたします。

坂本河川整備課長

ただいま、吉田委員より、河道掘削、樹木伐採の現状についての御質問を頂いております。

近年の激甚化、頻発化する自然災害を踏まえまして、河川の氾濫^{きょうじん}を未然に防ぐとともに、被害の最小化を図るため、国による防災・減災の5か年国土強靱化^{きょうじん}予算を積極的に活用して、日常のパトロールや地域の方々からの要望などを踏まえまして、即効性の高い河道掘削や樹木伐採を園瀬川や飯尾川など県下全域で展開をしているところでございます。

進め方につきましては、実施する前に河川内の私有地の調査でありますとか、こういったことをしております。私有地がある場合には、その方の承諾を得た上で実施することとしております。

現状といたしましては、吉野川市内でいいますと川田川や飯尾川などで河道掘削、樹木伐採をそれぞれ実施しております。洪水を安全に流すために必要な河道掘削、樹木伐採を、今後におきましても緊急的、集中的に実施してまいりたいと考えております。

吉田委員

河川内の民有地を調査して進めていただいているということで、私の地元の川田川などでも、樹木の伐採によって護岸の痛んでいる所が見つかったりということで、またそこも保全していただくといった効果もあるということで、有り難いと思っています。

先ほどの環境の視点での河川整備の進め方という点で、多自然型護岸というのがあると思うのですが、その、最近の10年程度で良いので、徳島県内の事例などがありましたら御紹介いただきたいと思います。

坂本河川整備課長

ただいま吉田委員より、近年の、多自然型護岸などの川づくり、環境に配慮した事例ということで御質問を頂いております。

委員お話のとおり、河川整備には治水、利水に加えまして多様な生物の生息、生育、また繁殖環境に配慮した川づくりが求められております。

このため、治水対策の実施に合わせまして、動植物の良好な生息、生育環境の保全や整備につきまして、専門家の意見聴取を行いながら取り組んでいるところでございます。

具体的に申しますと、徳島市を流れる園瀬川では、JR橋の周辺におきまして、シオマネキの生息環境を保全するためのヨシの移植や生息に適する底質の覆土、また国道438号園瀬橋から上流の寺山工区から川西工区におけるスナヤツメやカジカなどの魚類の生息環境に配慮しましたかごマット護岸の整備、さらに、ユキワリイチゲやフジバカマなどの植物につきましては、河川改修の影響を受けない箇所への移植などを行っております。

また、阿南市を流れる河川につきましては、大津田川のオグラコウホネや福井川のオヤニラミでも、移植やかごマット護岸の整備を行いまして、状況や特性に応じて環境に配慮した河川整備を実施しております。

吉田委員

園瀬川とか福井川において生物の移植や生物魚類とかの移植、護岸には生物が繁殖しやすいようなかごマットを利用いただけているということでお伺いしました。

実はこの問題を取り上げさせていただいたのは、県外の事例なのですけれども、私の友人の住んでいる九州で長年、市民団体の方がその川の掃除をして、護岸の草刈りなんかもボランティアで市民の方がされていて、生き物もたくさん住める川にしていって、子供たちの遊ぶ水辺を取り戻すということで、そういうことを20年来続けていらっしゃったところに、何の説明もなく一気に河道掘削をやられてしまったということがあったみたいです。県外なのですけれども、SNSを通じて意見交換をしたり相談を受けたりしたことがありました。

そうこうしているときに、ちょうど県内の多々羅川で、住民の方からの要望を受けて、長年ずっとほったらかしになっていた堤防に、もう何十年も樹木がすごく大きく伸びていて、それを切ってほしいという要望があったそうです。その要望を受けて伐採されたそうなのですが、これが河川の管理だったので説明もなかったみたいで、切る前の風景の写真を見せてもらったのですが、見事な森みたいになっていた所が何もない丸裸になっていて、ショックを受けられた住民の方もいらしたみたいで、工事の途中で説明会の求めに応じて

県にも説明会をしていただいたそうです。

できたら少しでも木を残してくれないかとか、これからどうしていくかというのを自分たちも一緒に話をできないかというような要望もあったそうなのですが、多分もう発注してしまって工事中なので、管理上難しかったと思います。確かに木が大きくなって護岸が、堤防が、根っこが張って崩れやすくなっていたというのも分かりますし、危険性のためにも県が管理をしたというのは否定はしません。けれども、こういう住民の方たちの思いもありますので、大きな景観が変わるような河川管理の際には、河川整備の工事のように住民の方にも説明をしていただいたりとか、事前に協議するような仕組みがあったら良いのかなと思いました。そのあたりのことはいかがでしょうか、今後どう取り組まれるのかお伺いいたします。

坂本河川整備課長

ただいま、吉田委員より、維持管理においても地域の方への案内ということで御質問を頂いております。

良好な河川環境の保全、また持続可能な川づくりを進めるためには、地域住民の方々や地域団体との連携が重要であると認識をしております。御指摘の多々羅川につきましても、地元の方からの要望を頂いた上で、緊急的に行っておりまして、そういう必要性もあったということでございます。

説明会も2月13日に実施させていただいております、一部の方からはそういう中止というような御意見もあったのですが、多くの方々は継続してほしいというようなお声もあった中で、先ほど委員がおっしゃったように護岸への影響や、また倒木による河道閉塞などの懸念もあるという状況の中で、中止というのは難しいという判断を現在はおしております。

ただ今後、維持管理業務における大規模な河道掘削や樹木伐採の実施によりまして、景観などの変化が大きく懸念される場合には、例えばですけれども、地元の自治会長の方などに対しまして、できるだけ案内するように努めてまいりたいと考えております。

また、ふだんの整備や維持管理に加えまして、徳島県ではとくしま流域水管理行動計画というのを作成しております、令和元年の大谷川をはじめとしまして、那賀川町的那賀川や藍住町の正法寺川などにおきまして、流域の方々とともに行動計画を作って、皆様と一緒に連携強化を図りながら取組を推進しているという状況でございます。

官民協働やボランティアなど、様々な住民参加の形もございまして、いろいろな手法を捉えながら、河川整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

寺井委員長

午食のために委員会を休憩いたします。(12時02分)

寺井委員長

それでは再開をいたします。(13時02分)

吉田委員

今後の河川管理については、大きく景観が変わる場合などには、地元の自治会長さんなどに事前に説明を頂けるということで、ありがとうございます。

この問題の最後の質問ですけれども、こういう河川管理とか河川整備において伐採した樹木について、行き先はどうなっているのでしょうか。資源化などされているのでしょうか、お伺いいたします。

坂本河川整備課長

ただいま、吉田委員より、伐採した樹木の行き先についての御質問を頂いております。

伐採した木や竹などの処理につきましては、経済性に関わらずリサイクルによる環境負荷の低減などを総合的に判断し、可能な範囲で積極的に再生資源等の活用及び建設副産物の再資源化、有効利用を図ることとしております。

例えば、製材用木材等としての利用ということで、パルプ用材などに再利用することといたしております。既に木材の再資源化施設等へ搬出し、リサイクルを実施中ということで、処理を行っております。

吉田委員

伐採した樹木も採算性に関係なくということだと、採算性も気になるところではあるのですが、パルプ用材などにチップとして再利用されているということで、良いことだと思います。

ちなみに採算性というのは把握されてはいないのですよね。もし把握されていたらお答えいただけますでしょうか。

坂本河川整備課長

現場の条件、また搬出先にもよりますので、一概には言えないところがございますが、先ほど御説明したとおり製材用木材としての利用でありますとか、工事現場内で利用できるものは活用したり、また再生資源化施設へ搬出したりということで、運用にのっとり処理しております。

吉田委員

次の質問に移りたいと思います。まず、有機農業の推進についての質問なのですが、農業については、慣行農業も含むすべての農業に取り組んでいる方々に、まず敬意と感謝を申し上げて質問したいと思います。

県も共同で主催されたオーガニック・エコフェスタが、例年2月に行われていて、先日、それが行われたようですが、それについての御報告をお願いいたします。

林もうかるブランド推進課次世代農業室長

ただいま、吉田委員より、先般開催されましたオーガニック・エコフェスタについて御質問いただいたところでございます。

オーガニック・エコフェスタにつきましては、有機農業者等の生産技術の向上及び消費者への認知度向上を目的といたしまして、平成23年度から行っております。今回開催さ

れましたオーガニック・エコフェスタ2022におきまして、11回目の開催となっているところでございます。

開催当初につきましては、有機農業者を対象にしました情報や技術交換の場として開催しておりましたが、平成27年度からは、消費者も巻き込むイベントとして有機農業者等によります直売、あるいは料理研究家等によりますライブキッチンイベント等の充実を図りまして、開催期間を2日間に拡大し、実施しているところでございます。

また、昨年からは新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、インターネット動画配信サイトを活用しましたオンライン開催として実施しているところでございます。

このフェスタの主催につきましては、生産、実需、消費、行政などの各関係分野の多様な団体を構成員とし、オーガニック・エコフェスタ実行委員会といたしまして、徳島県も構成団体として参画している状況でございます。

本年の開催につきましては、国が策定いたしました、みどりの食料システム戦略を生かす産地づくりをテーマといたしまして、昨年に続きましてコロナ感染拡大防止の観点から、JA東とくしまあいさい広場のコワーキングスペース「オフィスあいさい」にインターネット配信スタジオを設けまして、2月19日そして20日の2日間開催したところでございます。

1日目の2月19日につきましては、消費者及び農業者向けに有機農業産地の育成でありますとか、有機農業による地域づくりに関するディスカッション、さらには、立命館大学や辻調理師専門学校との連携によりますプログラムを配信したところでございます。

2日目につきましては、有機農業者への専門的な内容といたしまして、構成団体として参画しております一般社団法人日本有機農業普及協会が企画いたしました生産技術でありますとか消費者PR、そうしたコンテンツを配信したところでございます。

また、あいさい広場の売場におかれましては、県内の有機農産物等を取りそろえました特設棚でありますとかPRをするパネル、そういったものを設け、認知度向上と消費拡大を図ったところでございます。

吉田委員

私も2日間ウェブ参加させていただきましたけれども、2日間、終日に渡ってオーガニックに対する気持ちのこもった大変盛りだくさんのイベントだったと思います。

特に、初日の最初のパネルディスカッションで飯泉知事がコーディネーターを務められて、多分原稿のないアドリブのせりふも、これは心から出た言葉だなというふうに受け止めて、県のリーダーである徳島県知事に、有機農業、オーガニックというスイッチが入ったかもしれないという期待を込めて見ておりました。

今おっしゃったように、昨年、みどりの食料システム戦略ということで国が打ち出しまして、2050年に有機農業の取組面積を25パーセントというすごく大きな目標で取組が始まっていますが、その中で徳島県は有機農業というより、もう少し幅を広げたエンカル農業ということで取り組んでいると認識しています。

このオーガニック・エコフェスタの中で、私も知らなかったのですけれども、有機農業という言葉が日本で初めて使った生みの親が羽ノ浦町出身のJAの職員さんだったということを知りました。それを知ったときに、その言葉の発祥の地である徳島にとって、これ

はチャンスだなと感じました。

県の組織体系の中では農林水産部の中に、もうかるブランド推進課、六次化・エシカルの御担当がいらっしゃるということで、有機という言葉は是非積極的に使って、今後のみどりの食料システム戦略の達成のために、徳島県には言葉の生みの親がいる県として、先端で頑張ってくださいのためにも、エシカル農業という言い方もすごくいいとは思いますが、有機という言葉は並行してどんどん使っていくべきではないかなと思ったのですけれども、その辺についてどうでしょうか、お考えをお聞かせください。

林もうかるブランド推進課次世代農業室長

ただいま、委員から有機という言葉について、単独で使用してはどうかという御質問を頂いたかと思えます。

今お話がありましたように、エシカル農業とは、まず化学肥料、化学農薬を使用しない、化石燃料の利用削減につながる非常に重要な取組ということでございます。

また、それ以外にも化学肥料や化学農薬の使用を5割以上削減する特別栽培でありますとか、2割以上削減するエコファーマー、そして効率的で適正な生産工程管理を行うGAPの実践を一体的に持続性の高い農業ということで、エシカル農業として本県一体的に位置付けているところでございます。

こういったエシカル農業の中では、有機農業が最も化学肥料、化学農薬削減の率が高いのですが、段階的に進めていく中で、有機農業にいきなり段階を越えてステップアップして取り組むというのは非常に難しいような状況でもございますので、段階を踏まえた中で、エシカル農業として面積拡大を進めながら、国の有機農業取組面積25パーセントにつなげていきたいと考えているところでございます。

吉田委員

これまでもそういうことをおっしゃっていて、いきなり有機というより、エシカルということでハードルを低くして、減農薬から始まってということで、本当にすごく良い考えだとは思いますが、言葉の発祥の地であるということをお聞きしたので、並行して有機ということも強調していく方策などを今後検討していただいて、それを生かしていただきたいなと思って質問させていただきました。今後の御検討をお願いします。

あと、オーガニック・エコフェスタの中で、JA東とくしまから減農薬のお米を学校給食に広げていきたいというような発言がありまして、とても期待しているのですけれども、現在の学校給食で、1週間5回のうちの米飯給食の回数が分かりましたらお願いいたします。

吉岡体育学校安全課長

ただいま、吉田委員から、現在の学校給食における米飯給食の回数について御質問を頂きました。

学校における米飯給食は、日本の伝統的な食事である和食につきまして、理解を深め、地域の食文化を通じた郷土への関心を深めるとともに、地産地消の観点からもその教育的意義は大きいと考えております。このことから本県では、昭和51年度から学校給食に米

飯を導入し、現在、県内の全ての市町村に導入をされております。

また、文部科学省通知を受け、給食実施者であります市町村教育委員会に対しまして、引き続き米飯給食を推進するよう通知をしております。

令和3年度に、米飯給食の回数につきまして、国の学校給食実施状況調査が実施されておりまして、市町村の回答によりますと、24市町村のうち週に4.5回米飯給食を実施しているところが2市町村、週に4回米飯給食を実施しているところが16市町村、週に3回米飯給食を実施しているところが6市町村という回答になっております。

吉田委員

米飯給食を増やすことが給食をエシカルにするという道につながるということで、国の通知を受けて、県も市町村にそういう通知を出していただいているということで、前に私が1期目の議員を務めさせていただいた頃には、米飯給食2回から2.5回というのが平均だったのですけれども、随分増えてきたかと思えます。

パンの業者の方も地元で頑張っていらっしゃったりするので、大変難しいところがあると思うのですけれども、県外からわざわざパンを取り寄せている市町村もあるやに聞きましたので、引き続き米飯の回数が無理なく増えるように、県もそういう姿勢で市町村に臨んでいただきたいと引き続きお願いいたします。

つい最近、市民団体が給食についてのアンケートを24市町村に取っておりまして、私もその結果を見せていただきました。今、御報告のと通りの米飯給食の回数なのですけれども、自分たちが使っているお米の農薬使用量とか栽培方法を教えてくださいという問いに対して、減農薬栽培を行っているところも、取り入れているところもあるのですけれども、把握していないところが案外多かったのですね。

先ほどオーガニック・エコフェスタの目的のところ、生産者の技術と消費者への認知度というのがあったのですけれども、まだまだ農薬の使用量とかに対する認知度がそれほど広がっていないなというのをこのアンケート結果で感じましたので、普及啓発というか有機農業やエシカル農業を広める意味ということ、ますます県民の認知が上がるようにお願いしたいと思います。

有機食材を使用していますかというアンケートの問いもあったのですけれども、案外野菜で利用しているというところもありました。ダイコン、ニンジン、タマネギ、ジャガイモ、コマツナ、カボチャというところを、県内でも全てではないと思えますけれども、そういう良い兆しも見えています。有機農業の食材を給食に取り入れるというのは様々な課題があるのは承知しているのですけれども、そういう国の方針も受けて追い風も吹いておりますので、できるだけ国の補助金等も利用していただいて、引き続き普及啓発と、少しでも給食に取り入れていただいて、給食から消費者に広がっていくというような流れを徳島県で作っていただきたいと思えます。

あと、プラスチックごみの御質問も午前中にあったところですが、学校給食の牛乳のストローレス化に向けて、今年度質問したことがあったのですが、現在はどうなっていますでしょうか。

福見畜産課家畜防疫対策担当室長

委員から、学校給食のストローレス化について御質問がありました。

学校給食のストローレス化につきましては、学校給食用牛乳供給実施方針、実施要項に基づきまして乳業者に呼び掛けを行いまして、県内の17区域の供給価格を入札により決定しまして、県内の260校へ学校給食牛乳を供給しております。

昨年までは、入札条件というのが、学校給食用牛乳の専用パックを使用することとしておりましたが、今年度、環境に配慮した取組ということを入札条件に入れております。

それで、2社応募がありまして、両社2乳業メーカー共に配慮した取組で実施するとお聞きしております。

吉田委員

環境に配慮した取組として実施するという事は、ストローレスになるということですか。

福見畜産課家畜防疫対策担当室長

2社ございますけれども、このうち1社は昨年から環境に配慮したストローを取り入れた取組を実施しております。もう1社におきましては、この4月からストローレス化パックにするとお聞きしております。

吉田委員

一歩進んだようで、大変良かったと思います。その意味も子供さんたちと話したりすることで環境教育にもつながると思います。どうもありがとうございました。

あと、話が戻るのですけれども、学校給食とかに有機農産物を入れていく上で様々な問題点を解決する一つの手段として、地産地消コーディネーター派遣事業というのが農林水産省にあると思うのですけれども、これについて徳島県で申し込まれた所が過去にあると聞いているのですけれども、その状況が分かりましたら御説明をお願いします。

寺井委員長

小休します。(13時21分)

寺井委員長

再開します。(13時23分)

吉田委員

地産地消コーディネーター派遣事業というのがあるようです。学校給食に地産地消とか有機農産物を導入する際の様々な課題を解決するために、専門家に来ていただいて、現場で課題を解決していくという仕組みのようで、徳島県でも1件あったというふうに乗っております。来年度もあるかどうか分からないのですけれども、またこういう事業を研究していただいて、課題解決のために役立てていただけたらと思いますので、要望して終わります。

古川委員

まず、脱炭素の取組についてお聞きをします。ちょうど昨日 I P C C から報告書も出されました。平均気温が1.5度上昇するのは、もう恐らく避けられない状況、しかも1.5度上がるとかなりの影響が出てくる、一部はもう本当に元に戻らないような事象も発生するというような報告内容でございました。

私が、環境セクションに配属されたのが2002年なので、この4月で環境問題に取り組んでちょうど20年になります。20年間ずっとこういう地球温暖化のことをウォッチしてきたのですけれども、I P C C の言っていることは、大体そのとおりになっていると思いますし、I P C C はどちらかという控えめな発信なのですよね。やはり大げさになるといけないということで、本当に最低限こうなるというような発信だったと思います。今回もそうだと思います。

ですので、これ以上になる可能性は十分にあるということで、しかも今、各国が出されている目標全てが達成できたとしても2度以上になりますよね。全部達成できても2.7度ぐらいになるのですかね。だから、まだまだこれ以上目標を上げていかなければならない。日本でこれ以上上げられますか。今の目標が達成できたとしても、まだ2.7度ぐらい上がるということですので、本当にこの状況というのは大変厳しい状況だと思います。

2002年当時は、1997年に京都議定書ができて日本が結構リードしていた時代だったので、すよね。しかし、東日本大震災が起こって、日本の姿勢は一気に後退しました。もう一回上げていかなければいけないと思いますので、本当にしっかりと取り組んでほしいなと思います。

そういった中で、まず1点目、今回、補正予算が出されましたけれども、今日の資料の中でも、一般環境対策費が2億円ぐらい減額されています。

本会議に出された予算説明書を見てみますと内訳が出ていますよね。この2億円のうち1億円はゼロカーボンシティの補助金ですよね。これは1億円も下がっている。当初予算は幾ら積んでいたのかな。1億3,000万円ぐらいだと思うのですけれどもね。それで1億円減額されているということですので、このあたりの今年度の取組、待ちの態勢ではなかなか使ってもらえないと思いますし、このあたりに本気度が出てくると思うのです。

今年度の状況を、簡単でいいですから教えてもらえますか。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、古川委員からゼロカーボンシティ補助金かと思いますが、その執行状況について御質問を頂きました。

まず、委員のおっしゃる1億円につきましては、総務省の地域経済循環創造事業交付金というものを活用すべく組んだ予算でございます。ただ、この事業はかなり交付要件のハードルが高いということで、F I T が使えないですとか、あるいは金融機関から一定の割合以上で借りなければいけないというのがございまして、今のところ実績がないという状況でございますが、徳島県で立ち上げております徳島版E S G 地域金融活用協議会では金融機関の方も入っております。また事業者の方も入っておりますので、こういうところを活用して、こういうハードルが高いとされる事業もどんどん活用していくようにしたいと思っております。

ゼロカーボンシティ、主なものとしては、ZEHの補助がございませう。ZEHの補助につきましては14件、金額にして356万1,000円がございませう。次に小水力の調査ですとか、設備、設置の補助もございませう。こちらも今年度につきましては1件、1,787万5,000円がございませう。主な実績としては以上でございませう。

古川委員

いろいろ言いたいことはありますけれど、ZEB、ZEHは、本当に進めていかなければならないけれども、桁が二つぐらい違う実績ということなので、これも嫌らしい言い方になりますけれど、こういう国の要件というのは、予算を組んでから変わったわけではないのでしょう。予算を組むときから分かっていたわけですよ。

それともう一つ言いたいのは、もっと使いやすい補助金、貸付金、財政課もいろいろ言うのでしょうけれど、総務委員会でも、また言わないといけないなと思っせています。国にもまた、うちの国会議員から言ってもらおうかなと思っせていますが、とにかく使いやすいものを計上していかないと、せつかく予算を計上して1億2,800万円ぐらい積んでいたですよ。それで、2,800万円しか使っていない。来年度の当初予算は、2,800万円に減らされているので、これは1億円減額したから1億円を切られたのかなというのとは分かりませうけれど、そういうような状況ですよ。

なので、そのあたり本当に工夫をして使いやすいものにするという努力も大事だと思っせていますけれど、何とか使っていってもらえるように、来年度はしつかり取り組んでいっしてほしいなと思っせています。

今回、促進区域の骨子案が出ていますが、これについて、国は除外エリアはこうですよと、県の除外エリア、この条例に基づいた自然環境保全地域というのとは、どんな所があるのですか。

杉山グリーン社会推進課長

例えば、県条例に基づく自然公園の中で、特に環境を守らなければならないような区域ということになります。

古川委員

分かりました。条例に基づいた自然公園は除外対象ということですよ。

あと、考慮すべきエリアというところで、農業振興地域などではどんな考慮をすべきだということをお打ち出しているのですか。

杉山グリーン社会推進課長

今後タスクフォースで詰めていくところではございませうが、農地法で農業の振興を図るべき土地、絶対守らなければいけないという所と、何らかの条件を満たせば農業振興地域から除外されるような所もあると思っせています。そういう所が考慮すべき事項ということになります。

古川委員

勘違いしてはいけないのは、農地の振興と脱炭素、再生可能エネルギーの取組というのは相反するものではないからね。両立できる、補完できるものであるから。9月定例会で私も一般質問させていただいた農林水産部の回答では、私が言った懸念、農地が減っていくのではないかと農林水産省の懸念、一方でいろいろなメリットもある。いわゆる農業収入以外の収入も入ってくるし、あと、先ほど何回も出ている、みどりの食料システム戦略にもきちんとうたわれていることですから。農林水産省が推進していくと言っていることですからね。そのあたりを、市町村に対して間違ったメッセージを出さないように気を付けてほしいなと思って言ったのですけれども、このあたりまたしっかり勉強しておいてください。

あと、促進区域の設定というのは、どちらかといえば抑制ではないですか。抑制ではなくて促進するために設置する。先ほど課長もその認識は先ほどの答弁でありましたので、そのあたりは分かっていたと思いますけれども、FITなどの経済的手法というのは、かなり大きな推進力にはなりますけれども、ともすると乱開発的なところにもつながっていきます。そういった意味で、この間の経済委員会でも言いましたけれども、行政の役割というのは大きいのですよ。優良な事例をしっかりと作っていくことが大事ですから、そのあたりをしっかりと力を入れていってほしいと思います。

もう一点聞きたいのは、今回新年度予算で、PPA（電力購入契約）ですね、しっかり進めるということで、特にこのPPAは、予算の説明資料によると、県有施設をしっかりとやっていくということと、事業者の登録をやっていくという二本柱になっているかと思えます。取りあえず県有施設でやっていくというのは良いと思えますけれども、これは一般住宅の屋根置きにつなげていかなければならないわけでしょう。それをどういうふうなビジョンを描いているのか、それをどうつなげていくか、そのあたりをお聞きしたいと思えます。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、古川委員からPPAを、特に一般住宅にどうやって普及させていくのかという御質問を頂きました。

先ほど委員がおっしゃったとおり、PPAの普及として、県有施設への率先導入と登録制度という二本柱で進めていこうと思っております。

率先導入というのは、県が自らPPAを活用して設置することで、県民の皆様にも認知していただくとともに、きちんとしたビジネスモデルなのだということを認識していただけるような効果があると思っております。

次に、PPAが初期費用ゼロ円ということで、どうしても個人の方だと懐疑的になるかと思えます。そういったところを解消するために、県で登録制度を設けまして、業者を審査して認定、登録し、県民の皆様にも情報発信することで、県民の皆さんに安心してもらうとともに、業者の方にも活動しやすいような環境を作るということを考えております。

現時点でこういう登録制度なしでも、ある程度PPAは普及していると認識しておりますが、更にこういう制度を創設することで加速を図っていただけたらと思っております。

古川委員

こういうメリットを示して、一般の方に推進してもらおう。待ちの姿勢ではなかなか進ま

ないのですよね。先ほど補助金のことも貸付金のことも言いましたけれど、しっかりアプローチしていかないと、県の情報発信をしっかりやってもなかなか届きませんからね。どうやって一般の家庭の人に届けていくか。そのあたりは本当にいろいろなことを積極的にやっていかないと、県のやり方というのは、割と外堀は埋めて最低限やることはやるけれど、後はやってくださいみたいなどころがあるので、やはりアウトリーチをしていかないと、なかなか進んでいかないと思いますよ。予算を組んでもかなり余るし、そのあたりを肝に銘じて、来年度しっかりトライをしていってほしいなと思います。

私も提案した一般家庭の普及については、融資の部分にもっと力を入れてほしいと思うのですけれども、融資の部分についてはどうですか。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、古川委員から、個人の住宅への太陽光発電に係る融資について御質問を頂きました。

太陽光発電につきましては、先ほど言いましたPPAですとか、パネルの共同購入、価格の低廉化とか、それから来年度は、既設になるのですが、住宅用太陽光で発電して電気を自家消費する環境価値ですね、削減した二酸化炭素を県独自の金銭的価値を付けて、地域のカーボンオフセットを行う事業者に販売するエコクレジットモデルというものの創設も考えております。これも新たなインセンティブになると認識しております。

さらに、貸付けにつきましては、先ほども言いました徳島版ESG地域金融活用協議会というのを立ち上げておまして、ここに阿波銀行と徳島大正銀行、それから新たに阿南信用金庫も加わっておりますが、それぞれの金融機関でソーラーローン（太陽光発電用ローン）等を持っていると思います。

それを更に活用できるようなことができないかというのも一緒に検討していったり、そういうことを考えております。

古川委員

分かりました。この1年間かなり脱炭素の取組について言ってきたので、来年度はしっかり進めてくれると思っています。とにかく1.5度上昇というのはなかなか難しい。せめて2度には、何とか抑えていかないと本当に大変な状況になると思いますので、よろしく願いいたします。

あともう1点だけ、先ほどから海洋ごみの話が出ております。これも大きな問題だと思っていますけれど、海洋ごみ発生抑制に係るプロモーション事業を今回新規事業でやるということで、発生抑制は大事だと思います。3Rの中でもリデュースが一番にきていますから。現状、海にごみがいっぱい流れ込んでいて、先ほど福山委員からもあったように漁業への影響も出ています。よく漁業者と話をすると、いつも海ごみのことが話題になります。何とか処理をしてくれということで、この海洋ごみ、特に日常の仕事の中で本当に邪魔になっている漁業者への対応、これをしっかりと考えていってあげないといけないと思うのです。

発生抑制も当然やっていかないといけないのですけれど、実際出ているごみ、漁業者への影響、このあたりをどう解消していくかというか、どのようなところが問題になってい

ると認識されているかというのをお聞きしたいと思うのですが。

里水産振興課長

ただいま、古川委員から、海ごみによる漁業への影響等について御質問を頂いたところ
です。

海ごみですが、海洋環境、海洋生態系への影響のみならず、委員がお話しのとおり漁業
の操業であるとか、船舶航行上の支障となっており、また漁場機能低下の原因にもなるこ
とから、漁業者の皆様は、以前から海ごみの回収に積極的に取り組まれているところでご
ざいます。

特に海底に堆積したごみにつきましては、実態としまして漁業者が回収する以外に有効
な手立てがないということから、県におきましては漁業者の皆様による海ごみの回収を支
援しているところでございます。

具体的には、環境省の補助事業を活用いたしまして、沿海の市町を事業実施主体として
ごみの回収、運搬、処分等に要する経費を支援しており、本年度は鳴門市、徳島市、小松
島市において事業が実施されたところでございます。

この事業では一斉に漁業者の皆様が漁を休んで回収したごみは元より、漁業者が日々の
操業の中で網に入り持ち帰ったごみの処分経費も対象としており、徳島市では令和2年度
から、小松島市では今年度から日々の持ち帰りごみを処分する方式で、この事業を実施し
ているところでございます。

今年度の事業実績一例を御紹介いたしますと、小松島市では昨年5月から本年1月の間、
小型底引き網漁船39隻が回収した海ごみ、約70立方メートルが回収・処分されたところで
ございます。

今後とも漁業協同組合、地元の市町と連携をいたしまして、こうした取組を更に広げ、
海ごみが円滑に回収・処分されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

古川委員

今の説明だと、日々の操業で出た、引き上げたごみも100パーセントもれなく県の支援
のお金で処分されているという理解でよろしいですか。お金も持ち出しなしでやられてい
る、全て取り残さずやられているという理解でよろしいですか。

里水産振興課長

ただいま申し上げました環境省の事業でございますが、メニューによって補助率は若干
異なるのですけれども、原則国が10分の7、残る10分の3を県と地元の市町が折半して負
担をしているところで、原則漁業者の負担は求めているところでございます。

古川委員

しつこくもう一回聞きますが、お金については国、地方公共団体で足して10分の10を出
しているということで、あと、引き上げたごみはもれなく処分されているという認識でよ
ろしいですね。

里水産振興課長

先ほど申し上げましたとおり、現在この事業を実施しているのが鳴門市、小松島市、徳島市ということで、このほかの沿海市町につきましては、現在この事業を活用いただけていませんので、次年度以降、御活用いただけるように、現在、市町を担当が回って御説明を差し上げていると聞いているところでございます。

古川委員

小松島市、鳴門市については100パーセントいけているということで、ほかの所は分からないけれどもということですね、分かりました。今のお話を聞いて、最近は大分柔軟に市町村も対応してくれているのかなと思いました。

聞くとところによると、川から流れて海に出て、どこが発生か分からない、うちの市町村のごみかどうか分からないということで、そこの漁港の所在地の市町村もなかなか受け取ってくれにくいみたいな話もよく聞いていました。しかし、今話を聞くと、小松島市、鳴門市はしっかりもれなく引き取ってくれているということで安心をしました。

ごみ行政というのは、結構市町村も厳格な運用をして、いろいろな所で、このごみは違うとか細かいところがあって、住民にとってはどこでもいいからやってほしいという話にはなりがちです。ここは県の施設から出たごみだから市町村では引き取れないとか、いろいろあたりもします。そのあたり、市町村がしっかり責任を持ってやっていく体制は大事なのですが、広域的な調整というのを環境指導課でしっかりと対応して、もし県のお金が要るのなら県でもしっかりと確保をして、とにかく押し付け合いをしないような体制を取ってほしいなと思っています。そのあたりの認識はありますか。

原環境指導課長

ただいま、古川委員から、海洋ごみを含め、一般廃棄物の処理等について御質問を頂きました。

委員も御存じのとおり、一般廃棄物というのは、各市町村の自治事務でありまして、市町村が責任を持って処理を行うということが廃棄物処理法上決まっております。それで、広域化ということで、県が音頭を取ってできないかということで、一般ごみにつきましても県は広域化で処理するように進めております。そういったことも含めて、おっしゃるように、ごみは排出した所で責任を持って処理するというのが原則になってございますので、そういった面から、ほかの町で発生したごみを引き取れないということもございますが、災害発生時のごみの処理のこともございますので、そのあたりは広域調整ということで、県と各市町が連携をとれるように、今後調整を図ってまいりたいと考えております。

古川委員

今言った広域行政というのは、炉を造るのも広域でというだけではなくて、それぞれの市町村で炉を造っていたとしても、発生がどこか分からないようなごみを押し付け合いがないような広域調整を、最後に言ってくれたと思います。しっかり県で調整してもらって、自治事務と言っても県で予算化してはいけないということではないのでしょうか。

どうしても発生元が分からないようなところはもう県でお金を出すからみたいな、こう

いうシステムというのは、絶対できないことではないと思うのですが、このあたりはどうかですか。

原環境指導課長

その辺は委員も御存じだと思いますけれど、なかなか県が予算を出して一般廃棄物の処理費用を出すというのは非常に難しいことだと思います。

ただ、海洋ごみの話もございしますが、環境省の事業を活用しますと、先ほど里水産振興課長からお話もありました、補助率が10分の7から、場合によっては先ほどの、漁業者が回収したごみなんかは10分の10、定額で補助されるというような計らいもあります。そういったことで、県からお金を出すというのは非常に難しいかと思いますが、そのあたり押し付け合いにならないよう県が調整できるようにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

古川委員

この原則を崩すと良くないという原環境指導課長の認識は分かりますよ。原則は大事にしないといけないと思いますが、こういう以外の部分で、なかなか県がお金を出すのは難しいという認識は、それはなぜですか、それは財政課的に難しいということですか。

原環境指導課長

財政課的にというか、廃棄物処理法上、一般廃棄物については市町村の自治事務、産業廃棄物については県の責務において処理するという法律上の縛りもございまして、そのあたりはなかなか県から一般廃棄物の処理費用を出すというのは、私の感覚では難しいのではないかなということで、御回答させていただきました。

古川委員

県は広域的な行政、複数の市町村に渡ることであれば、それは別にお金を出せないということは私はないと思いますけれど、また私も環境省に聞いてみます。また研究をしておいてもらえますか。

とにかくいろいろな所で発生する、産業廃棄物や一般廃棄物、災害ごみ、海洋ごみなどの発生源が分かりにくいようなごみについては積極的に県が関与していくという姿勢を是非取ってほしいと思います。結構このことで、住民間でいろいろ行政に対する不満が積もっているのですよね。こういうのはやはり行政間でうまくやっていかなければ行政不信につながりますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

元木委員

私からは、森林環境譲与税の取組状況についてお伺いをさせていただきます。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づきまして、県内に対し令和元年度森林環境譲与税の譲与が始まりまして、令和2年度は徳島県分が1億1,844万6,000円、県内市町村分は6億7,190万4,000円が譲与されたとのことでした。

つきましては今年度、本県への森林環境譲与税の額について教えていただけたらと思

ます。

平島スマート林業課副課長

先ほど森林環境譲与税のことについて御質問があったと思います。

今年度、県に配分された額というのは約1億1,800万円となっております。

元木委員

国の資料によりますと、都道府県では令和2年度も前年度に引き続きまして市町村支援に取り組んで、具体的には市町村に提供する各種情報の精度の向上・高度化や、県レベルの事業支援団体の運営支援、アドバイザーの派遣、市町村職員の研修などを行っているということです。

つきましては、県レベルでは林業の担い手育成や木材利用に取り組んでいる所が多いようですけれども、県独自の取組の現状や見通しと、本県における市町村への支援などの実績について教えていただけたらと思います。

それに加えて、吸収源対策などの成果はどうなっているのか、教えていただけたらと思います。

平島スマート林業課副課長

今年度の森林環境譲与税の県の取組と市町村への支援についての御質問だと思います。

県においては森林環境譲与税を財源とする事業内容、市町村は森林や所有者に関する調査、情報、間伐等の森林整備、木材利用推進などを行うことになっておりまして、県はそれをバックアップするために、市町村への支援として情報の提供などを行っております。

また、県独自の取組としまして、林業人材の育成・確保、森林開発普及啓発等を行っております。具体的に申し上げますと、市町村への支援につきましては、過去の間伐などの施業履歴や森林のデータ整備、昭和に撮影した航空測量写真のデジタル化などを市町村に提供しまして、市町村が森林整備を円滑に進められるよう、基本となる森林データの整備を実施しております。

また、とくしま林業アカデミーの運営支援や高性能林業機械の操作実習などの林業技術研修など、森林整備の推進に不可欠な林業人材の育成・確保にも取り組んでおります。

さらに、今年度につきましては、木材の利用促進や森林林業の普及啓発活動のために、とくしま木のおもちゃ美術館の整備の財源としても実施してまいりました。

元木委員

この制度も開始から数年が経過する中で、県民の方から負担を頂いて実施している事業でございますので、なるべく分かりやすく県民の方々に効果ですとか、成果が伝わるようにお示しをいただけたらと願う次第でございます。

続きまして、森林所有者の責務の明確化についてお伺いをいたします。

お示しいただきました徳島県版・脱炭素ロードマップ案では、基盤的施策の主な課題取組が掲げられておりまして、間伐などによる森林の整備などを進め、二酸化炭素吸収量の増加など健全な森林づくりを推進するとともに、地球温暖化防止に向けた意識啓発と森林

保全の取組を推進するため、カーボンオフセットの普及拡大を推進するとのことです。

地元におきましては、森林所有者の世代交代などによりまして不在村地主も増えまして、名義も昔のままで登記ができていない森林が多いと聞きます。今後、売却や寄附等が難しくなるのではないかと思いますので、とくしま森林バンクなどを活用し、森林所有者の責務を明確にして森林整備を進められるような取組を進めては、との意見もあるようです。

つきましては、県として新次元のグリーン社会実現に向けまして、放置人工林対策をはじめとした森林整備を進めていくため、森林所有者の責務の明確化に向けて取り組んでいくべきと考えます。

森林所有者の責務の明確化に向け、時系列解析で、これまでの取組を振り返っての状況と、今後の取組について教えていただけたらと思います。

平島スマート林業課副課長

不在村化などで、手入れが遅れている森林の整備について、これまでの取組とか、今後の状況についての御質問かと思えます。

これまでの状況、これまでの取組につきましては、戦後の復旧造林や高度経済成長時の伐採跡地の造林などにより、スギ、ヒノキを中心とした森林が造成されまして、国においては、昭和54年度に植栽から下刈り、間伐まで一貫した施業を計画的に実施する森林総合整備事業を創設しまして、間伐に取り組んでまいりました。

そして、林齢の経過に伴い、平成8年度には間伐の補助対象を35年までに拡大し、平成12年度には45年まで拡大し、搬出間伐の推進などを含めた緊急間伐実施事業を創設したほか、平成20年度に森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法を成立させ、それに基づく措置を活用して間伐推進を加速させてまいりました。

県におきましても、国の施策に呼応しまして、平成9年度から緊急間伐対策と銘打ちまして、市町村や森林組合と連携して高補助率の間伐事業の普及に努め、平成17年度からは森林所有者の負担金を間伐収入で賄う搬出間伐事業を柱とした林業再生プロジェクトを創設し、環境面からも森林整備に注力してまいりました。

その結果、本県の間伐面積は平成7年度の4,818ヘクタールから平成12年度は5,338ヘクタール、平成17年度は7,062ヘクタールと着実に伸ばしまして、近年では収穫期を迎えた森林が面積の過半となったことから、約2,000ヘクタールの間伐に加えて主伐・再造林を実施しているところです。

今後の取組でございますが、これまで主に補助事業で民有林の森林整備を実施してまいりましたが、近年所有者の高齢化や不在村化が進み、森林を手放したい、管理を任せたいなどの意見や、所有者不明森林、境界不明瞭などの森林が増加する中、切って、使って、植えて、育てるといった森林サイクルの確立を図っていかなければならないことから、森林経営管理法が制定され、新たな森林管理制度が平成31年4月から施行されたところでございます。

制度の内容につきましては、森林所有者に適切な森林の経営を管理するため責務を明確化、森林所有者に対する森林管理に関する意向調査結果を基に、市町村は森林所有者から森林経営管理を委託、林業経営に適した森林は意欲と能力のある林業事業体に再委託、再委託できない森林、どうしても手を付けられない森林は市町村が管理をするという形態と

なりました。

今後とも既存の補助事業と併せまして、この環境譲与税を活用し、手入りが遅れている森林の解消というのを図っていきたいと考えております。

元木委員

御答弁にもございましたとおり、本県はスギやヒノキを中心に植林・間伐等を進められてきました。近年は災害のことを取り上げられまして、災害に強い森づくりというようなことも言われる中で、針広混交林ですとか、もっと地滑りが起きにくいように変えていったらというような意見もあるようでございます。

そして、森林経営管理法の中で、民有林をなかなか維持できなくて市町村に移したいというような地主の方の御要望等もあるわけでございます。森林所有のメリットも生かすこともできる取組とともに、売却や寄附がしやすくなるよう県としてもしっかりと支援いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、地元、池田高等学校三好校、環境資源科等の機能強化についてお伺いをさせていただきます。

報道によりますと、2月22日時点の全日制課程の一般選抜出願状況を見ますと、地元、池田高等学校三好校環境資源科の定員が、15名に対して7名の出願者で競争率0.47倍にとどまっております。同校では、近年、少子化等の流れの中で、実業高校への志願者の減少傾向に歯止めが掛からない状況となっております。

三好校は実習農場や学校林等を有しておりまして、地元住民の協力を得ながら環境学習の拠点としてのソフト、ハード両面の機能を充実させることで、これからの脱炭素社会を担うことのできる人材を育成できるのではないかと考えております。当学科では、農業と環境や森林科学、草花の環境緑化などをカリキュラムに組み込んで、将来の起業家等の育成に取り組んでおります。

また、環境という面で見ますと、阿南光高等学校の都市環境システム科も定員割れをしており、こちらについても都市環境についての教育機能を強化することでより多くの志願者を獲得し、阿南工業高等専門学校などとの連携の下、都市環境の専門人材の育成拠点となりうるのではないかと考えております。

これからの環境分野についての高等教育は、各生徒が個々の興味等に応じて、県外を含む幅広い選択肢の中から学校を主体的に選ぶようになっておりまして、これまで以上に専門化、分化が進んでいくのではないかと考えております。

これら県立学校の環境教育を充実し、独自性を発揮して新たな志願者を獲得していくため、県教育委員会としてどのような工夫を凝らしていくのか、御所見をお伺いいたします。

木屋村学校教育課長

ただいま、元木委員から、池田高等学校三好校の環境資源科、それから阿南光高等学校の都市環境システム科について御質問を頂いたところでございます。

まず、県内におきましては、高等学校において幅広く環境学習を行っているところでございますが、特に三好校の環境資源科でありますとか、阿南光高等学校の都市環境システム科は、環境という視点から農業や工業について学び、地域を担う人材育成を目指して取

り組んでいるところでございます。

先ほどお話がありましたとおり、今年度の高校入試一般選抜の募集受付の中で、現時点で募集定員が埋まっていない状況ではございますが、本年度教育委員会では学校の特色化、魅力化を推進する一つの方策としまして、それぞれの学校のスクールミッション、それからスクールポリシーをより明確にしまして、受験生である中学生でありますとか、地域の保護者の皆様に、より分かりやすい形で広報に努めているところでございます。

特に池田高等学校三好校についてでございますが、県西部の農業と林業を中心とした地域産業の担い手を育成する上で、大変重要な学科と認識しているところでございます。この学科におきましては、黒沢湿原の枯れ草の消失が植生に与える影響などの環境調査をはじめ、森林環境従事者の育成を目指して様々な活動に取り組んでいるところでございます。

引き続き、学校の特色化、魅力化を進めまして、魅力ある学校づくりに努めてまいりたいと考えております。

元木委員

例えば、奈良県では、今年度から県立学校施設を活用したフォレスターアカデミーの取組を行っております。

この取組の目的は、森林環境の維持向上に関する専門的な知識を有し、かつそれを実践することができる技術及び技能を備えた人材を養成し、もって森林と人との恒久的な共生に寄与するというところでございます。

学科はフォレスター学科と森林作業員学科がありまして、共に森林資源生産や生物多様性保全などをカリキュラムに据え、刈払機やチェーンソーなどの林業機器や車両等をはじめとした機械類の資格や、狩猟、わな猟免許の取得支援のほか、県独自の森林環境管理士ですとか、あるいは森林環境管理作業士の資格が用意されております。

特に、フォレスター学科では、森林管理の行政的知識や手続などを身に付け、市町村の森林行政の根幹を支えるカリキュラムを習得することを目的とした取組も行っております。フォレスターアカデミーのモデルはスイスの制度でございまして、森林荒廃を教訓に環境保全と林業経営が両立するよう恒続林施業という手法をいち早く取り入れたところがあります。皆伐ではなく択伐という部分的な木材収穫で森林の手入れにつなげ、安定した森林状態を維持する経営手法であるということです。

こういった県外各地の先進事例というのはたくさんあると思います。こういった事例を参考としながら、県立学校が有する施設、農地、森林、そして御答弁も頂いた黒沢湿原ですとか、あるいは県立箸蔵自然公園などの地元資源をフルに生かして森林環境譲与税を有効に活用しながら、GX時代に対応した環境教育を工夫していただきたいと思います。

地元でも様々な環境課題がある中で、産業部門や農業部門からの温室効果ガス排出削減の問題などを解決できるような取組を進めていただきたいと思います。

最後に、また地元のことなのですが、吉野川築堤に伴う鉛の除去の作業についてお伺いさせていただきます。

報道によりますと、先日、吉野川加茂第二箇所建設現場におきまして、環境基準値を超える鉛が検出されまして、今後、特定有害物質の鉛を多く含む汚染土壌を除去し、新しい土に入れ替える作業を行うとのことでありました。こういった土壌の汚染ですとか、水質

汚濁への適切な対応が求められていると考えます。

つきましては、河川敷周辺の土壌汚染や環境基準値を超える鉛の流出による吉野川の水質汚濁などが懸念されますが、現状を詳しく教えていただけたらと思います。

奈須環境管理課長

ただいま、元木委員から、吉野川加茂第二堤防工事現場におきまして、鉛による土壌汚染があったということについて御質問がございました。

今回の事案につきましては、国土交通省が実施される事業の堤防工事に伴いまして、土壌汚染対策法に基づきまして土壌汚染状況調査を行いました結果、一部敷地から特定有害物質である鉛及びその化合物が土壌の含有量基準を超えて検出されたという汚染が判明したということでございます。

この事案に対し、県といたしましては令和3年11月26日の告示によりまして、汚染の除去等の措置が必要な要措置区域に指定をしております。その後、国土交通省から、令和4年2月3日に汚染除去等の計画書の提出がございまして、この計画によりまして、汚染土壌につきましては、全て掘削除去を行う計画となっております。

今回の事案について、まず基本的な部分になるのですが、土壌汚染によるリスクには、土砂に含まれる有害物質を口や肌から直接摂取することによるリスクと、もう一つ、土壌に含まれる有害物質が地下水に溶け出して、その有害物質を含んだ地下水を摂取することによるリスクというものがございます。

この度の土壌につきましては、地下水摂取によるリスク、こういったものを防止する基準であります土壌溶出量基準には適合しておりますので、周辺の河川や地下水が汚染される恐れはございません。

今後、国土交通省におきましては、掘削除去等を行うということでございますので、汚染等が広がらないよう飛散防止等の対策を講じながら、適切に汚染土壌の掘削及び搬出等の工事を行っていただくよう、県として指導してまいりたいと思っております。

元木委員

土壌溶出量基準には適応しているということでしたが、地元では、吉野川を使って祭りをしたり、子供を連れて泳ぎに行ったり、いろいろな活動をしておられる方がいらっしゃいます。そういった地元の住民の方々が不安感を抱くことがないように、適切な科学的根拠に基づく正確な情報提供お願いして、質問を終わります。

寺井委員長

ほかに御意見ございませんか。

この際委員各位にお諮りいたします。ただいま、扶川議員から発言の申出がありました。この発言を許可したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

それでは扶川議員の発言を許可いたします。なお、委員外議員の発言につきましては議員一人当たり1日につき答弁を含め、おおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしくお願いいたします。

扶川議員

事前委員会で、建物のライフサイクルに着目した二酸化炭素の削減の取組を今後研究していきたいという御答弁を頂きました。

これから公共施設を造る際には、どれだけCO₂がその建築に伴って排出されるかということを示していくことは重要だと思います。インターネットで見ますと、建設に伴うCO₂というのは全体の35パーセントも占めるそうですから、無駄な建築物は造らず、長寿命化を図って大切に使うということが非常に大事になってきているわけですね。

この間の本会議の答弁で、重清議員さんの質問に対して、新駅設置により新たに鉄道を利用される方はホール完成前でも年間約15万7,000人にのぼり、この予測からも公共交通への転換が促進され、本県が全国に先駆け宣言をした2050年カーボンニュートラルの実現につながるということを答弁されました。確かに鉄道に切り替えることで減ると思います。

一方で、この新駅を造ることによってCO₂が増えるという面もあるので、このあたりどのように数字的に評価されるのか、教えてください。

村上都市計画課まちづくり・事前復興担当室長

ただいま、扶川議員から、新駅の設置に伴い温室効果ガスがどれくらい増えるのかということと、削減効果というところでの御質問がございました。

まず、新駅設置に伴います温室効果ガスがどのくらい増えるかということでございますけれども、一般的に建設時に発生する温室効果ガスにつきましては、社会資本の整備ということで整備の必要性又はその効果など総合的に判断して整備を推進しているところでございます。温室効果ガスの発生等ということで、環境への配慮としまして社会資本施設の施工時につきましては、排出ガスの基準値を満たした建設機械や低燃費型の建設機械の使用など、施工現場において対応しているところでございます。

議員から御質問がございましたJR牟岐線への新駅の設置につきましては、新ホールへのアクセスの向上はもとより、徳島中央警察署をはじめ徳島市役所、それから城東高等学校など、周辺公共施設への訪問や通勤・通学などの利便性の向上。それから車から公共交通への転換などによるカーボンニュートラルの推進、こういったことなど多くの効果が見込まれることから、昨年度からJR四国や徳島市とともに設置に向け検討を行っているところでございます。

仮に新駅設置に伴う温室効果ガスの発生量を算出する場合、こちらにつきましても新駅の詳細な構造形式とか施工方法、使用する資材の使用量、そういったものを確定しなければ算出は難しいものと考えております。

現在、新駅につきましては、長さ4両編成の列車に対応した約90メートルのホームを線路の西側に検討しております。JR四国からは整備後の管理コストを考慮しますと、駅舎の整備はなく、無人駅が想定されると聞いております。こうしたことから、県としましてはJR四国管内で過去に整備された、令和2年3月に開業のJR予讃線の南伊予駅や、平成20年3月開業のJR土讃線小村神社前駅、それから県内では平成2年11月開業の文化の森駅、このような列車の乗降場所のみの最小限の駅をイメージしております。このため、新駅設置に伴い整備により発生する温室効果ガスについても必要最低限に抑えられるもの

と考えております。

もう一つ、鉄道の利用で温室効果ガスがどのくらい削減されるかということですが、鉄道における二酸化炭素の排出量につきましては、国土交通省のホームページにおきまして、輸送量あたりの平均的な二酸化炭素の排出量の試算が示されております。この中で、一人の方が自家用乗用車を利用して1キロメートル移動するのに伴い130グラムの二酸化炭素を排出するのに対し、鉄道を利用した場合には17グラムということになっております。このことは、鉄道が環境に優しく、自家用乗用車から鉄道への転換が二酸化炭素の排出量の削減につながっているということを示していると思います。

現在、検討を進めている新駅の利用者による温室効果ガスの削減量は算出していないものの、新駅の利用者数につきましては、昨年7月7日から8月6日までに実施した新ホールの利用者や周辺公共施設の通勤、通学、訪問、周辺に居住する方へのアンケートの結果から、新駅の設置によりこれまで鉄道を利用していなかった方が新ホールや周辺施設などの利用のために新たに新駅を利用する方が、新ホールの完成前では、先ほど議員がおっしゃった年間15万7,000人ということで、新ホール完成後につきましては年間25万5,000人の予測になっております。

こうした利用者には車から鉄道へと利用交通機関を変更される方もおられ、先ほど申し上げましたように、国土交通省の試算では一人1キロメートルの移動に対する二酸化炭素の排出量が、自家用車から鉄道への転換によりまして130グラムから17グラム、約87パーセントの削減効果があることから、新駅設置による二酸化炭素の削減効果は非常に大きいものと考えております。

扶川議員

要は分からないということですね。来年度、私は消費者・環境対策特別委員会に入ろうかなと思ってはいますが、もう少ししっかり計算をして、注意していかなければいけないですよ。車から鉄道に乗り替える人が一体どのくらいあるのか、どのくらいの距離を移動するのかみたいなことは、ある程度想像できるしね。それから実際に工事した駅があるのですから、資材が何トンだったかぐらいのことは調べようと思ったら調べられるのですよね。相当なCO₂が出ると思います。そういうことも正直に示して、県民の前で議論していくべきだと思います。

次に、海洋ごみ発生抑制に係るプロモーション事業についてですが、これは良いことだと思うのですが、ドローンで海岸を撮影してもテトラポットの間に入ったごみは見えません。私も松茂町の海浜公園を歩いて点検しましたが、テトラポットの間にごみがいっぱいたまって、日光でやられ、波でもまれ、正にマイクロプラスチックの製造工場になっているのですね。

まだ、県としては県下の海岸のほんの数パーセントしか状況把握できていないと思いますけれども、ドローンで全体を見た後は現地をしっかりと歩いて、漂着物の状況を調べていただきたいのですが、どうですか。

原環境指導課長

ただいま、扶川議員から、来年度の海洋ごみ発生抑制に係るプロモーション事業の件で、

ドローンの撮影だけではテトラポットの間のごみは見えない、実際に歩いてきちんと撮影してはどうかとの御意見を頂きました。

それで、ドローン撮影ということは例示させていただきましたが、私も鳴門市の北灘町の海岸を見させていただいた時に、道路を普通に走っている状況では全然見えないのですよね。のぞき込んでみて初めて大量のごみが漂着しているといった状況は、私も今年度三、四回実際に歩きまして、見させていただいております。

そういう経験も踏まえまして、来年度からそういった現状が県民の皆様方に認知していただけるような事業となるように撮影方法についてもしっかりと検討して取り組んでまいりたいと考えております。

扶川議員

先ほど黒崎委員もおっしゃったように、子供さんなんかにこういう啓発をするのは非常に大事ですけど、もう既に鳴門市とか松茂町でも一部で子供たちのボランティアが行われていますよね。そういうボランティアに参加して、ごみ拾いなんかすることが最高の環境教育になるのは間違いありません。これは内陸部の人も、子供も含めて進めていっていただきたいなと要望をしておきます。

それから、先ほど議論になったごみの処理なのですが、私自身も鳴門市北灘町でごみの処理に関わりまして分かったのですが、タイヤとか、自転車とか、変なものがいっぱい捨てられています。漁具なんかも正確に言えば産業廃棄物だろうと思うのですが、地元の市町村の焼却炉に持ち込めないものがあるのですよね。それから雑木もそうですね。そういうものは県に引き取っていただかないと、その分ボランティアをする団体が自腹を切って処分しなければいけないのです。産業廃棄物の処理にお金を出したら高いです。

是非、県として責任を持ってそういう処理に協力していただきたいのですが、どうですか。

原環境指導課長

繰り返しになると思いますが、海洋ごみにつきましては、環境省の補助事業も、手厚い定額で補助していただけるような制度もございます。そういったものを活用しながら、なかなか陸上で発生した一般廃棄物等を他の市町でというのは非常に難しいと思われませんが、そういった漂着した物とか、処分に困っているものについては、できるだけスムーズに該当の市町村で処理していただけるように、県も総合調整にしっかりと取り組んでまいりたいとは考えております。

扶川議員

どちらで処理されても良いのですよ、とにかくせっかくボランティアに行っている人の足を引っ張るようなことだけにはならないように、きちんと処理していただけるようお願いします。

最後に、水素バスのことですが、新年度は、路線を増やすのですよね。是非これは増やしてほしいのです。水素バスに反対しているわけではないので。

板野町は、県の水素の取組に協力をして年間1,150万円、水素ステーションのために負

担しております。しかし、FCVは町内にまだ3台しかないのですよ。これはおかしいと思うのですね。県の施策に協力してステーションを置いているのですから、是非次の路線には道の駅いたのに走らせていただきたい。お考えを伺います。

杉山グリーン社会推進課長

燃料電池バスの運行につきましては、徳島バス株式会社が行っております。

先ほど申しました大型モビリティの導入検討部会に徳島バス株式会社も御参加いただいておりますので、どういう路線に次は拡充していくかということについて検討してまいりたいと考えております。

扶川議員

議会の委員会でそういう議論があったということもお伝えいただいて、是非検討していただきたい。実際のところ率直に言えば、鳴門市の路線以外は赤字になると思います。

それでも協力してくださっているわけですから、そういうことも含めて、県として場合によっては支援することも含めてやってほしいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後1点だけ、聞いていてよく分からないのでお尋ねするのですが、今度新しく規制制度が作られる。太陽光パネルなんかを勝手にあちらこちらに作られないような仕組み、規則を作っていくということですが、その前提として、例えば山林を切り開いて太陽光パネルを置く場合は、CO₂削減とその削減を台無しにする面と両方あると思うのですが、そのあたりはどのように評価されていますか。

杉山グリーン社会推進課長

今の例で申しますと、そういう開発、土地の形質の変更の仕方にはよると思うのですが、例えば保安林があるような所では規制が掛かると思います。

扶川議員

そうではなくてね、森林を伐採してしまうわけですから、二酸化炭素の吸収源を減らしてしまうでしょう。一方で、太陽光パネルを置くことによって自然エネルギーを発生させる。プラスマイナスの両方があるのですけれど、こういうことも科学的にきちんと評価されるべきだろうと思うのですよ。

そのあたりが分かっていないのであればまた研究していただきたいし、分かっていたら教えてほしい、そういう趣旨でございます。

杉山グリーン社会推進課長

少し本質から外れるかと思いますが、木は切ってまた生育する過程で二酸化炭素を吸収していくと認識しております。確かにおっしゃるとおり自然エネルギー、2050年脱炭素に向けて設置していくわけですが、何でするかといったら地球の温暖化を抑えるため。何で地球温暖化を抑えるのですかといったら、地球をずっと持続可能な、生物が生きていける星として維持していくということが根本にあると思います。

そういう認識に立って、自然エネルギーの開発も進めていくべきと考えております。

寺井委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

この際、お諮りいたします。

常任委員の任期は、本定例会の閉会の日までとなっておりますが、我々、特別委員会の委員におきましても、慣例により常任委員の任期に合わせて、閉会の日に辞任することになっております。そこで、辞任の手續につきましては、委員長において取り計らいたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

本年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

委員各位におかれましては、この1年間、終始熱心に御審議を賜り、また、議事運営に格段の御協力を頂きましたことは大変意義深いものであり、厚くお礼を申し上げます。

おかげをもちまして、大過なく委員長の重責を全うすることができました。これもひとえに委員各位の御協力のたまものであると心から感謝申し上げます。

また、谷本危機管理環境部長をはじめ、理事者各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただきましたことに、深く感謝の意を表する次第でございます。

審議の過程において表明されました委員の意見並びに要望を十分尊重され、今後の施策に反映されますようお願い申し上げます。

最後に、報道関係者各位の御協力に対しましても深く感謝を申し上げます。

依然として、新型コロナウイルス感染症が県民生活に大きな影響を及ぼしています。皆様方におかれましては、引き続き、感染防止対策に万全を期していただき、今後とも、県勢発展のため、それぞれの場所にて御活躍されますことを祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。いろいろとお世話になりました。

谷本危機管理環境部長

理事者を代表いたしまして、一言、御挨拶申し上げます。

寺井委員長、浪越副委員長はじめ、委員の皆様方には、この1年間、消費者・環境対策関係の様々な案件につきまして、終始、熱心に御審議を頂くとともに、御指導・御鞭撻^{べんたつ}を賜り、深く感謝申し上げます。

頂戴いたしました貴重な御意見・御指導につきましては、私ども職員一同しっかりと受け止め、今後の消費者・環境対策の推進に十分に活かしてまいりたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、今後、ますますの御活躍を御祈念いたしますとともに、なお一層の御指導、御鞭撻^{べんたつ}を賜りますようお願い申し上げます。お礼の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

寺井委員長

これをもって、消費者・環境対策特別委員会を閉会いたします。(14時37分)